

# 第4章 施設類型別基本方針

施設類型		掲載ページ
1	庁舎等	64 ~ 66
2	防災関係施設	67 ~ 69
3	区民等利用施設	70 ~ 71
4	地域センター	72 ~ 73
5	ホール	74 ~ 75
6	高齢者活動・交流施設	76 ~ 77
7	高齢者福祉施設	78 ~ 79
8	障害者福祉施設	80 ~ 81
9	その他福祉施設	82 ~ 83
10	保育園	84 ~ 85
11	子ども園	86 ~ 87
12	幼稚園	88 ~ 89
13	児童館等	90 ~ 91
14	小学校	92 ~ 93
15	中学校	94 ~ 95
16	特別支援学校	96 ~ 97
17	図書館	98 ~ 99
18	博物館・記念館	100 ~ 101
19	生涯学習施設	102 ~ 103
20	スポーツ施設	104 ~ 105
21	保養施設等	106 ~ 107
22	公営住宅等	108 ~ 109
23	貸付施設	110 ~ 111
24	その他施設	112 ~ 113

項目	記載内容
(1) 施設の目的と内容	施設白書で整理した施設類型ごとに、目的や内容を記載します。
(2) 施設の現状と課題	老朽化の程度など施設の現状と課題を記載します。
(3) 基本方針	老朽化度、利用状況、コストなどを踏まえて、公共施設等総合管理計画として求められている施設別の基本方針を記載します。
その他図表	<p>1 施設概要※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設名、所在地、延床面積（複合施設の場合は、当該施設の専有部分と共用部分を専有面積の割合で案分した面積の合計）、供用開始年度（建物が竣工した年度）、構造（SRC＝鉄骨鉄筋コンクリート造、RC＝鉄筋コンクリート造、S＝鉄骨造、W＝木造）、併設施設、備考を記載します。</li> </ul> <p>※1つの敷地に複数の建物がある場合、「延床面積」はそれらの合計を、「供用開始年度」と「構造」は最も主要な棟（代表建築物）のデータを記載</p> <p>2 配置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の配置状況を記載します。</li> </ul>

施設類型別の基本方針を定めるにあたり、公共施設等におけるサービスの必要性を改めて検証し、施設とサービスの関係について十分留意することが必要です。

そのため、現在、区有施設で提供されているサービスの内容、民間や国・都・近隣自治体等での代替性、利用者の範囲などを考慮し、今後、区が提供すべきサービスは何か、区有施設として維持する必要性について検討を行いました。

64 ページ以降に各施設類型別基本方針を掲載していますが、そのうち主なものは以下のとおりです。

## [庁舎等] (P64)

本庁舎、分庁舎等の庁舎等については、現在の本庁舎が免震化されたことにより 20 年は使用可能ですが、将来建て替える際には、分散している機能の統合を図ります。

## [地域センター] (P72)

地域センターは、住民の地域活動の拠点として役割を果たし、地域にも浸透してきました。今後も、地域における住民が利用するための中核施設として位置付け、複合化・集約化の中核として維持し、管理していきます。

## [高齢者活動・交流施設] (P76)

## [生涯学習施設] (P102)

高齢者活動・交流施設は概ね高齢者を対象とし、生涯学習施設は特定の活動を目的とした施設です。今後は、高齢者活動・交流施設については、世代別施設から転換し、地域住民による相互の支援活動や、健康づくり・介護予防のための地域拠点とする施設としていきます。また、老朽化が進んでいる施設が多いため、施設の大規模な改修・建替えに際しては、民間によるサービス供給の状況を勘案しながら施設の統廃合を検討していきます。

生涯学習館についても、特定の活動を目的とした施設から、より幅広い区民の利用が可能な施設に転換します。施設の大規模な改修・建替えに際しては、他の施設との機能統合等を図り、統廃合を検討していきます。

## [区民等利用施設] (P70)

新宿NPO協働推進センター、しんじゅく多文化共生プラザなどの「区民等利用施設」については、区有施設として維持する必要性について再検討していきます。

# 基本方針（総括）



## 【高齢者福祉施設】 (P78)

## 【保育園】 (P84)

## 【子ども園】 (P86)

介護保険等の福祉サービスや保育サービスを提供する施設については、民間事業者のサービス供給が見込まれること、多様化する住民ニーズへの対応がより可能であることから、これまでと同様、新規・建替えの際に民設民営化を原則としながら、必要な支援を行っていきます。

## 【小学校】 (P92)

## 【中学校】 (P94)

将来の児童・生徒数の動向を踏まえ、適正規模及び適正配置基準に基づく配置を行います。しかし、当面は児童・生徒数の増加が見込まれることから教育需要を踏まえ、適正な管理運営を行います。

また、セキュリティ・独立した動線の確保並びに今後の教育需要や児童・生徒数の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業の対象となっているプール、体育館、校庭と同様に、調理室や音楽室などの特別教室等についても地域との機能共用ができるよう検討していきます。

小学校については、建替えの際に、施設規模等を勘案した上で可能であれば、近隣の児童館の機能移転についても検討します。

## 【ホール】 (P74)

## 【スポーツ施設】 (P104)

## 【図書館】 (P98)

新宿文化センターなどのホールやスポーツ施設、図書館については、区民の文化活動、芸術活動、スポーツ活動を促進させるための施設です。

民間事業者・国・都・近隣自治体等のサービスの供給状況や利用状況を勘案し、施設総量について検討を行っていきます。

## 【保養施設等】 (P106)

保養施設等については、民間のサービス供給、住民ニーズの多様化がある中で、民間サービスへ移行していきます。

# 1 庁舎等

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
「庁舎等」 全体	◆本庁舎・分庁舎(福祉事務所・保健所)、特別出張所、清掃事務所など行政運営を行うための施設である。
本庁舎・分庁舎等	◆区政全般に対応する庁舎である。 ◆本庁舎内に新宿区議会があるほか、第二分庁舎内には社会福祉法に基づく福祉事務所、地域保健法に基づく保健所、消費者安全法に基づく消費生活センターが設置されている。
特別出張所	◆地域のミニ区役所として各種窓口サービスのほかコミュニティに関する業務を行っている。
工事事務所 公園事務所	◆工事事務所は道路・橋りょうの維持管理などを、公園事務所は公園・公衆便所の維持管理などを行っている。
清掃関連施設	◆資源回収や廃棄物の収集・運搬・処分のほか、ごみの減量・リサイクルの普及啓発など清掃に関する事業を行っている。
保健センター	◆地域の保健活動の拠点として区民の健康の保持・増進を図るため、健康相談、保健指導、健康診査などに関する事業を行っている。
産業会館	◆中小企業の経営改革を支援するとともに、創業及び新産業の創出を促し、区内における産業の活性化を図るための施設である。 ◆文化観光産業部産業振興課のほか、一般社団法人新宿観光振興協会、新宿区商店会連合会事務局、東京商工会議所新宿支部が入居している。 ◆多目的ホール、商談室、和室、研修室の貸出しを行っている。
教育センター	◆教職員の研修や教育に関する調査研究など、区における教育の振興、充実を図る施設である。 ◆教育センター事務室のほか、教育委員会事務局教育支援課がある。 ◆研修室、教育相談室、つくし教室(不登校児童・生徒の適応教室)、国際理解室、ことばの教室、プラネタリウム、科学教室などがある。
健康部分室	◆健康部事務所、人材育成センター及び新宿自治創造研究所として使用している。
地域福祉課高田馬場一丁目事務所	◆社会福祉法人新宿区社会福祉協議会の事務所等として使用している。
新宿ここから広場しごと棟	◆公益財団法人勤労者・仕事支援センター、公益社団法人新宿区シルバー人材センターの事務所として使用している。

図表 4-1-1 庁舎等の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
本庁舎・分庁舎等						
本庁舎	歌舞伎町一丁目 4番1号	22,389	昭和41	SRC		
第一分庁舎	歌舞伎町一丁目 5番1号	2,821	平成3	SRC		
第二分庁舎	新宿五丁目 18番21号	4,353	平成15	S		延床面積には、第二分庁舎分館・倉庫・駐 輪場等を含む
特別出張所						
四谷特別出張所	内藤町87番地	4,965	平成8	SRC	四谷地域センター・四谷 区民ホール・四谷図書館	建物は東京都水道局と区分所有
笹笥町特別出張所	笹笥町15番地	2,366	平成3	SRC	牛込笹笥地域センター・ 牛込笹笥区民ホール	
榎町特別出張所	早稲田町 85番地	427	平成13	RC	榎町地域センター	
若松町特別出張所	若松町12番 6号	1,161	平成7	RC	若松地域センター	
大久保特別出張所	大久保二丁目 12番7号	759	平成5	SRC	大久保地域センター・大 久保図書館	土地は厚生労働省から賃貸借契約により 借用、建物は区分所有
戸塚特別出張所	高田馬場二丁目 18番1号	1,849	平成21	S	戸塚地域センター	土地の一部(29㎡)を鉄道事業者から使 用貸借により借用
落合第一特別出張所	下落合四丁目 6番7号	1,518	平成8	RC	落合第一地域センター・ 落合保健センター	
落合第二特別出張所	中落合四丁目 17番13号	752	平成18	RC	落合第二地域センター	土地は個人から賃貸借契約により借用
柏木特別出張所	北新宿二丁目 3番7号	702	平成6	RC	柏木地域センター・柏木 子ども園(乳児園舎)・北 新宿第一児童館・北新 宿地域交流館	
角筈特別出張所	西新宿四丁目 33番7号	2,012	平成元	SRC	角筈地域センター・角筈 区民ホール・角筈図書館	
工事事務所・公園事務所						
東部工事事務所・東 部公園事務所	市谷仲之町2番 42号	854	平成7	SRC	防災センター	
西部工事事務所・西 部公園事務所	下落合一丁目 9番8号	平成25年11月から平成29年3月まで仮施設移転中(西部公園事務所→小滝橋地域防災活動 拠点内、西部工事事務所→新宿清掃事務所内)、新施設(下落合図書館及び西部工事事務所・西 部公園事務所の複合施設)は、平成29年3月に開設予定				
清掃関連施設						
新宿清掃事務所	下落合二丁目 1番1号	7,644	平成5	RC		平成25年10月から平成29年3月まで 施設の一部を西部工事事務所の仮施設と して使用
新宿東清掃センター	三栄町25番地	1,748	平成25	S	四谷保健センター	
歌舞伎町清掃センタ ー	歌舞伎町二丁目 42番7号	779	昭和43	RC		
新宿中継・資源センタ ー	大久保三丁目 7番42号	5,789	平成8	SRC	大久保スポーツプラザ	
保健センター						
四谷保健センター	三栄町25番地	3,379	平成25	S	新宿東清掃センター	延床面積は訪問看護ステーション及び集 会施設(集会室、多目的室)分を含む
牛込保健センター	弁天町50番地	1,450	昭和50	RC	弁天町保育園・新宿生 活実習所	
東新宿保健センター	新宿七丁目 26番4号	1,884	平成26	S	新宿区医師会区民健康 センター	平成26年6月30日開設
落合保健センター	下落合四丁目 6番7号	1,099	平成8	RC	落合第一特別出張所・ 落合第一地域センター	落合第一特別出張所が光熱水費・施設管 理経費を支出
その他						
産業会館	西新宿六丁目 8番2号	3,266	平成14	SRC		新宿オークシティ内
教育センター	大久保三丁目 1番2号	4,158	平成4	SRC	新宿コズミックスポーツセ ンター	
健康部分室	西新宿七丁目 5番8号	1,733	昭和46	RC		旧西新宿保健センター(平成26年6月ま で)
地域福祉課高田馬場 一丁目事務所	高田馬場一丁目 17番20号	1,357	昭和52	RC		社会福祉法人新宿区社会福祉協議会の 事務所等として利用
新宿ここから広場 しごと棟	新宿七丁目3番 29号	2,998	平成22	RC	子ども総合センター	公益財団法人勤労者・仕事支援センタ ー、公益社団法人新宿区シルバー人材セ ンターの事務所等として使用

※本庁舎は平成27年11月までの免震改修工事により、延床面積が21,590㎡となっています。

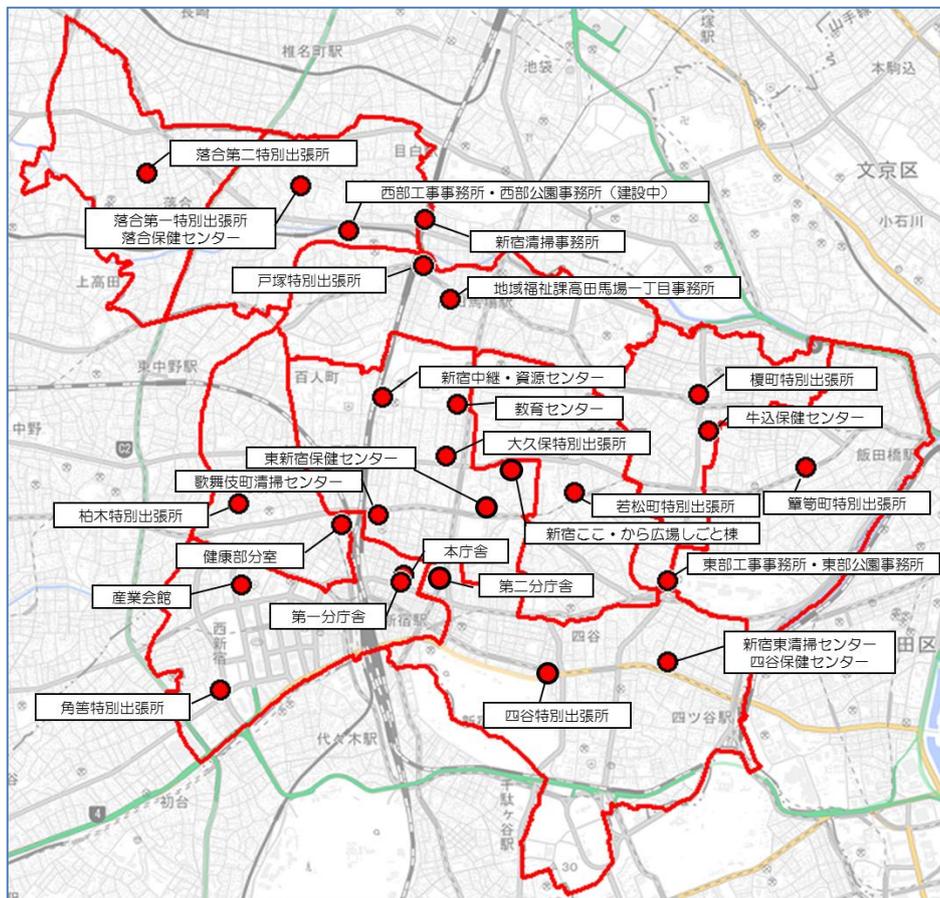
## (2) 施設の現状と課題

- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は延床面積ベースで 32.9%と老朽化度は低く、昭和 41 年度に建設された本庁舎は、平成 26 年から平成 27 年にかけて免震改修工事を実施した。
- ◆本庁舎・分庁舎は角筈・区役所地域に立地しているが機能が複数の建物に分散しており、事務機能の向上を図る必要がある。また、地価を踏まえ不動産を有効に活用する方式を検討する必要がある。
- ◆各地域のミニ区役所の機能を持つ特別出張所は、平成元年度から平成 8 年度に集中して 10 地域すべてに整備されたことから、将来これらの施設が一斉に老朽化を迎える。
- ◆歌舞伎町清掃センターが供用開始後 48 年経過しているほか、牛込保健センター、健康部分室、地域福祉課高田馬場一丁目事務所もそれぞれ老朽化している。
- ◆新宿清掃事務所、新宿中継・資源センター、教育センターは、供用開始から 20 年を超えており、大規模な改修が必要な時期に差し掛かっている。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は行政運営を行うための施設であることから、区が所有し維持管理すべき施設である。
- ◆本庁舎は免震化したことにより 20 年は使用可能だが、将来建て替える際は、不動産価値を利用して財政負担を軽減する方式(不動産活用、PFI\*等)の検討を行う。また、その際、分散している機能を統合し、事務機能の向上を図る。
- ◆特別出張所は、IT化の進展や住民ニーズを踏まえ、行政サービス機能の今後の展開について、住民の利便性向上の観点から検討する必要がある。
- ◆工事事務所・公園事務所、清掃関連施設、保健センターは、今後も維持するが、他の公共施設との複合化などにより維持経費の削減を図る工夫を行う。

図表 4-1-2 庁舎等の施設配置状況



## 2 防災関係施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
防災センター	<ul style="list-style-type: none"><li>◆災害発生時に本庁舎機能が失われた場合の災害対策本部や災害情報支援システムなどのバックアップ機能を備えた施設として整備している。</li><li>◆平常時は防災思想の普及・啓発事業など防災知識の習得を図る施設として活用している。</li></ul>
防災活動拠点 多目的環境防災広場	<p>(防災活動拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆災害時の応急活動拠点としての役割を担う。</li><li>◆平常時には防災講習及び防災訓練の場として活用している。</li></ul> <p>(多目的環境防災広場)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆災害時の地域の防災活動拠点としての役割を担う。</li><li>◆消防団用倉庫、防災区民組織の資器材倉庫、リサイクル用のストックヤード及び防火貯水槽などを設置している。</li></ul>
備蓄倉庫	<p>(避難所備蓄倉庫)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆避難者の1日分の食糧、生活用品、避難所運営用資材など、避難所生活に最低限必要な物資を保管する備蓄倉庫を避難所に整備している。</li></ul> <p>(区備蓄倉庫)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆発災後2日目以降に、食糧、トイレ用品、毛布など避難所へ追加供給する物資を保管する備蓄倉庫を整備している。</li></ul>
職員防災住宅	<ul style="list-style-type: none"><li>◆災害対策要員を確保するために職員住宅を設置している。</li></ul>

図表 4-2-1 防災関係施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
防災センター	市谷仲之町 2 番 42 号	1,045	平成 7	SRC	東部工事事務所・ 東部公園事務所	
小滝橋地域防災活動 拠点	高田馬場三丁目 46 番 14 号	326	昭和 57	RC		平成 25 年 10 月から平成 29 年 3 月まで2階部分を 西部公園事務所仮施設と して使用
上落合防災活動 拠点・職員防災住宅	上落合二丁目 26 番 4 号	486	平成 24	RC		単身用 6 戸
西早稲田職員防災 住宅	西早稲田二丁目 17 番 23 号	529	平成 11	RC		単身用 12 戸、 世帯用 1 戸
加賀町職員防災住宅	市谷加賀町二丁目 1 番 13 号	362	昭和 50	RC		単身用 12 戸
下落合職員防災住宅	下落合三丁目 9 番 5 号	316	平成 4	S		単身用 10 戸、世帯用 1 戸
白銀町多目的環境 防災広場	白銀町1番7号	12	平成 21	S		
西早稲田多目的環境 防災広場	西早稲田二丁目 16 番 10 号	31	平成 22	S		
若葉多目的環境防災 広場	若葉二丁目 5 番 2 号	34	平成 6	S		都市整備用地内、延床面 積は同用地内の防災倉庫 を含みます
百人町多目的環境 防災広場	百人町三丁目 8 番 10 号	40	平成 8	S		
北新宿多目的環境 防災広場	北新宿一丁目 25 番 22 号	243	平成 17	S		
西新宿多目的環境 防災広場	西新宿八丁目 16 番 1 号 新宿グランドウ ィング202	83	平成 23	SRC		
北新宿防災倉庫	北新宿三丁目 20 番 2 号	226	昭和 56	RC	北新宿第二地域交流館・北新宿子ども園・ 北新宿子ども家庭支援センター・北新宿図 書館・北新宿生涯学習館	区備蓄倉庫
早稲田町備蓄倉庫	早稲田町 68 番 5 号	118	昭和 63	RC		区備蓄倉庫
市谷台町備蓄倉庫	市谷台町 15 番 2 号	30	平成 8	S		区備蓄倉庫
障害者福祉センター 備蓄倉庫	戸山一丁目 22 番	222	昭和 59	RC	障害者福祉センター・ 新宿福祉作業所	区備蓄倉庫
本塩町備蓄倉庫	本塩町 8 番地	122	平成 3	RC	本塩町児童館・本塩町地域交流館	区備蓄倉庫
西戸山タワーガーデン 備蓄倉庫	百人町三丁目 1 番 2 号	192	昭和 62	RC		区備蓄倉庫 東京グローブ座内
旧四谷第四小学校 備蓄倉庫	四谷四丁目 20 番地	92	昭和 10	RC	四谷ひろば	避難所倉庫
新宿 NPO 協働推進 センター備蓄倉庫	高田馬場四丁目 36 番 12 号	106	昭和 32	RC	新宿 NPO 協働推進センター・私立子 ども園・高田馬場自転車保管場所	避難所倉庫

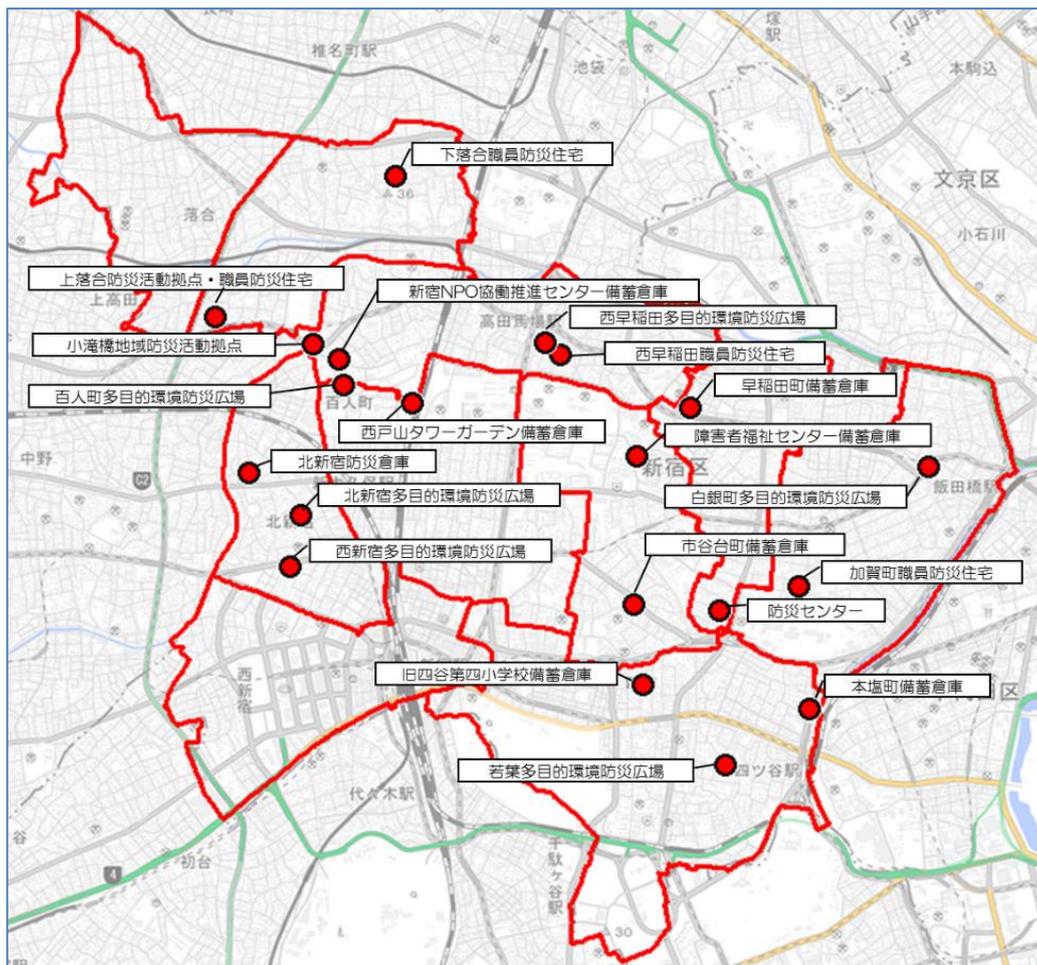
## (2) 施設の現状と課題

- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は延床面積ベースで 28.9%と老朽化度は低い。
- ◆この施設類型は災害発生時のバックアップ機能(防災センター)や、災害応急活動の拠点(防災活動拠点、多目的環境防災広場)、備蓄物資の供給(備蓄倉庫)などの機能を有する施設であることから、災害時に機能を十分果たせるよう施設の適正な維持管理と効率的な管理運営を行う必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆防災センター、防災活動拠点、多目的環境防災広場については、現状どおり維持管理する。
- ◆地域防災活動拠点については、課題を踏まえ、あり方の検討を行う。
- ◆備蓄倉庫については、区有施設や民間施設の余剰部分を利活用することを原則とする。
- ◆職員防災住宅については、民間借り上げへの移行なども含めたあり方の検討を行う。

図表 4-2-2 防災関係施設の施設配置状況



### 3 区民等利用施設

#### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
新宿NPO協働推進センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆NPO法人等の協働の取組を推進し、地域の課題を解決するための基盤を整備し、区内における社会貢献活動の健全な発展を図るための施設である。</li> <li>◆NPO法人等が利用できる会議室、多目的スペースを貸し出すほか、フリースペースを設置している。</li> </ul>
しんじゅく多文化共生プラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深めるための施設である。</li> <li>◆学習コーナー、相談コーナー、資料・情報コーナー、多目的スペースを設置している。</li> </ul>
男女共同参画推進センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画の推進のための施設である。</li> <li>◆図書室、会議室、ワーク室等を設置している。</li> </ul>
環境学習情報センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境の保全に関する活動を支援するとともに、環境の保全に関する学習及び情報の発信の拠点となる施設である。</li> <li>◆展示室、研修室、情報コーナーを設置している。</li> </ul>
新宿リサイクル活動センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区内におけるごみの減量のため、リデュース・リユース・リサイクル等の活動を推進する施設である。</li> <li>◆リユース品販売のほか、日用品修理、フリーマーケット、会議室の貸出などを実施している。</li> </ul>
西早稲田リサイクル活動センター	
高田馬場創業支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中小企業の経営改革を支援するとともに、創業及び新産業の創出を促し、区内における産業の活性化を図るための施設である。</li> <li>◆創業支援のため、シェアード(共有)オフィス、個室オフィス、会議室兼商談室、交流スペースを設置している。</li> </ul>
新宿消費生活センター分館	◆消費生活センターの一部として調理室兼商品テスト室、会議室を設置している。

図表 4-3-1 区民等利用施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
新宿 NPO 協働推進センター	高田馬場四丁目 36 番 12 号	1,805	昭和 32	RC	備蓄倉庫・私立子ども園・高田馬場自転車保管場所	旧西戸山第二中学校、平成 25 年度から現施設
しんじゅく多文化共生プラザ	歌舞伎町 2-44-1 ハイジア 11 階	248	平成 17	SRC		建物は民間事業者から賃貸借契約により借用
男女共同参画推進センター	荒木町 16 番地	523	昭和 57	RC		
環境学習情報センター	西新宿二丁目 11 番 4 号	616	昭和 43	SRC	区民ギャラリー	新宿中央公園内
新宿リサイクル活動センター	新宿区高田馬場四丁目 10 番 2 号	1,335	平成 25	RC	高田馬場福祉作業所・高田馬場駅第一自転車等駐輪場	
西早稲田リサイクル活動センター	西早稲田三丁目 19 番 5 号	525	昭和 38	RC		
高田馬場創業支援センター	高田馬場一丁目 32 番 10 号	316	昭和 60	RC	新宿消費生活センター分館	平成 23 年度から現施設
新宿消費生活センター分館	高田馬場一丁目 32 番 10 号	288	昭和 60	RC	高田馬場創業支援センター	平成 23 年度から現施設

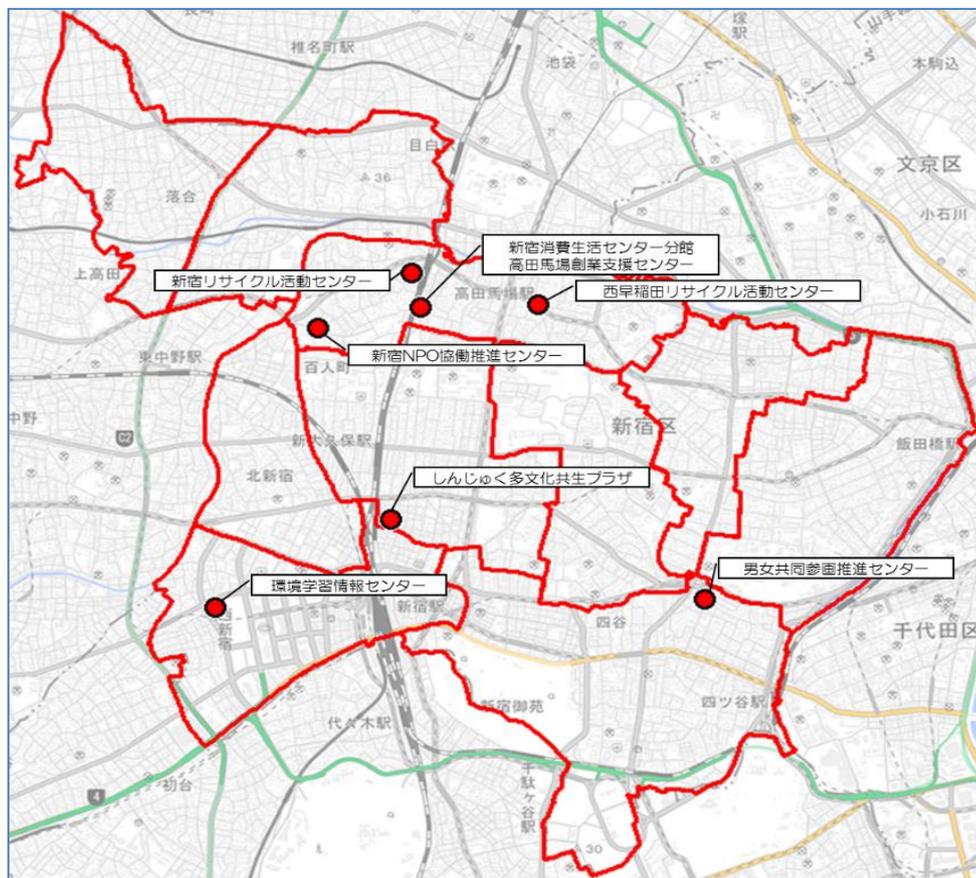
## (2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は男女共同参画や環境保全など、特定の分野の取組みの推進や普及、活動の場の提供などを目的として開設しているが、区民ニーズや行政需要を踏まえ区の施策の方向性に即した施設サービスのあり方を検討する必要がある。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 72.0%と老朽化度は高く、今後、修繕・建替費用の増大が見込まれることから、「4 地域センター」や「6 高齢者交流・活動施設」、「19 生涯学習施設」など集会室機能を有する他の類似施設との機能統合を図る必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は区の施策にかかる地域の活動拠点としての機能を有するが、区有施設として維持する必要性について再検討すべき施設である。
- ◆新宿 NPO 協働推進センター、しんじゅく多文化共生プラザ、高田馬場創業支援センター、消費生活センター分館、男女共同参画推進センター、環境学習情報センター、リサイクル活動センターについては、施設の必要性を検討し、区有施設を保有せずサービスを提供する方向の可能性について検討を行う。
- ◆今後も維持が必要なものについては、老朽化に伴う大規模な改修・建替えの際に、施設の規模を見直すとともに、他の施設との機能統合を図っていく。

図表 4-3-2 区民等利用施設の施設配置状況



## 4 地域センター

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
地域センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域コミュニティの核となる施設として、平成元年度以降の特別出張所の建替えに伴い、特別出張所に併設する形で整備を進めてきた施設である。</li> <li>◆多目的ホール、集会室・会議室、調理室、工芸・美術室、音楽室などの部屋の貸出のほか、コミュニティ事業の企画運営や地域誌の発行などを行っている。</li> </ul>

図表 4-4-1 地域センターの施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
四谷地域センター	内藤町 87 番地	2,003	平成 8	SRC	四谷特別出張所・四谷区民ホール・四谷図書館	建物は東京都水道局と区分所有
牛込笹笥地域センター	笹笥町 15 番地	1,585	平成 3	SRC	笹笥町特別出張所・牛込笹笥区民ホール	
榎町地域センター	早稲田町 85 番地	1,460	平成 13	RC	榎町特別出張所	
若松地域センター	若松町 12 番 6 号	1,577	平成 7	RC	若松町特別出張所	
大久保地域センター	大久保二丁目 12 番 7 号	1,136	平成 5	SRC	大久保特別出張所・大久保図書館	土地は厚生労働省から賃貸借契約により借用、建物は区分所有
戸塚地域センター	高田馬場二丁目 18 番 1 号	1,145	平成 21	S	戸塚特別出張所	土地の一部(29 ㎡)を鉄道事業者から使用貸借により借用
落合第一地域センター	下落合四丁目 6 番 7 号	1,392	平成 8	RC	落合第一特別出張所・落合保健センター	
落合第二地域センター	中落合四丁目 17 番 13 号	1,058	平成 18	RC	落合第二特別出張所	土地は個人から賃貸借契約により借用
柏木地域センター	北新宿二丁目 3 番 7 号	1,407	平成 6	RC	柏木特別出張所・柏木子ども園(乳児園舎)・北新宿第一児童館・北新宿地域交流館	
角筈地域センター	西新宿四丁目 33 番 7 号	1,069	平成元	SRC	角筈特別出張所・角筈区民ホール・角筈図書館	

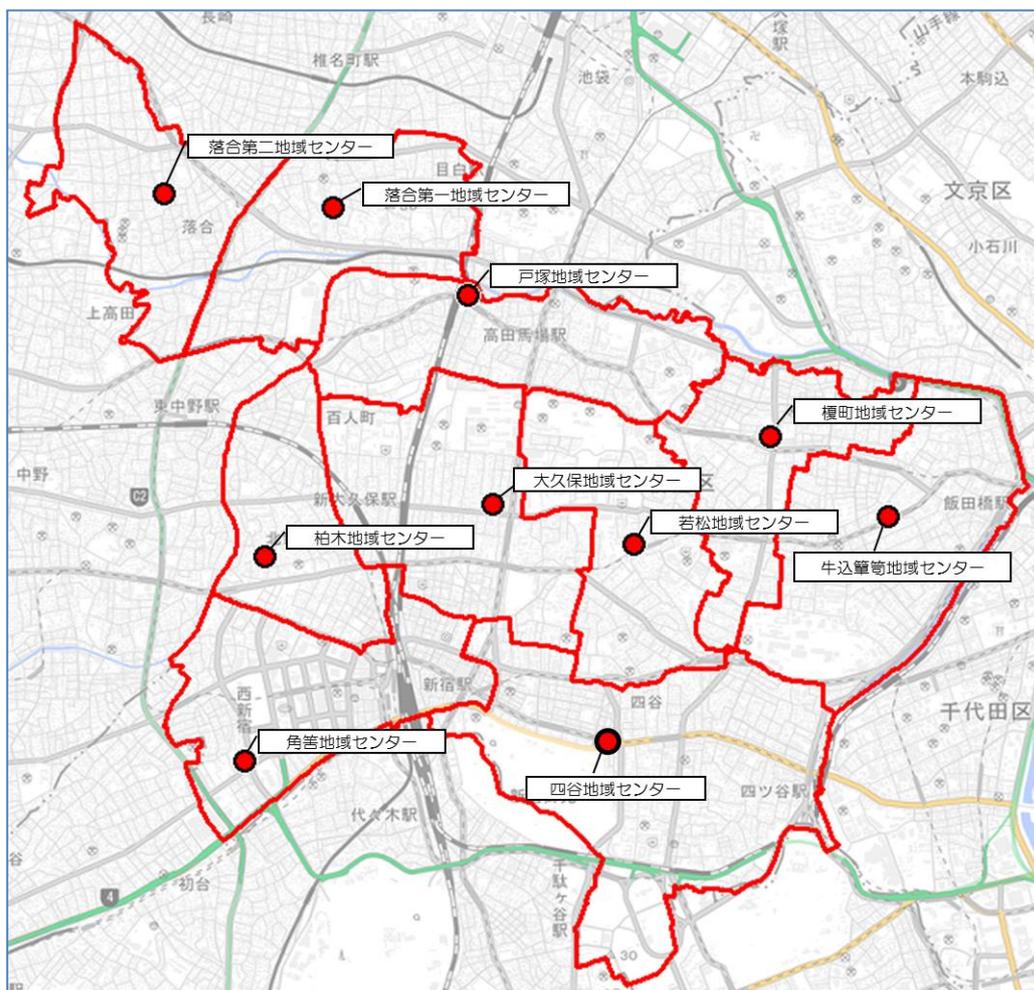
## (2) 施設の現状と課題

- ◆地域センターは地域コミュニティの核となる施設として、地域にも浸透している。
- ◆平成元年度以降の特別出張所の建替えに伴い、特別出張所に併設する形で整備を進めてきた施設であり、特別出張所との併設施設として、平成元年度から平成8年度に集中して建設を行ったため、将来、一斉に老朽化が進み、修繕・建替えが集中することが懸念されるため、計画的かつ効率的な管理運営を実施していく必要がある。
- ◆「3 区民等利用施設」や「6 高齢者交流・活動施設」、「19 生涯学習施設」など集会室機能を有する他の類似施設との機能統合を図る必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆地域センターは、区における地域活動の拠点として位置づけており、地域にも浸透しているため、今後も、地域活動拠点機能の施設として維持していくものとするが、集会室機能については、効率的な運営を図るため集会室機能を有する他の区有施設と、対象者の年齢要件や利用手続き等を含め機能を統合する。
- ◆施設の大規模な改修・建替えに際しては、稼働率等を勘案し、施設や部屋の規模そのものを見直す。
- ◆近隣の学校施設において、学校改修時等に独立した動線の確保やセキュリティ面での安全性の確保、並びに、今後の教育需要や児童・生徒数の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業として実施しているプールや体育館、校庭と同様、学校内の特別教室等についても地域活動の場として機能共有を図っていく。

図表 4-4-2 地域センターの施設配置状況



## 5 ホール

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
新宿文化センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民に文化的活動等の場所を提供することで、区民の文化の向上を図るとともに、区内における文化芸術活動の拠点となる施設である。</li> <li>◆大ホール(1,802席)、小ホール(210席)、展示室、リハーサル室、会議室を設置している。</li> </ul>
区民ホール (四谷・牛込笹笥・角筈)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民の文化的活動等の場を提供し、文化の向上及び福祉の増進を図るための施設である。</li> <li>◆中小ホールを四谷(452席)、牛込笹笥(392席)、角筈(238席)に設置している。</li> </ul>

図表 4-5-1 ホールの施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
新宿文化センター	新宿六丁目 14番1号	16,446	昭和 53	SRC		
四谷区民ホール	内藤町 87 番地	2,422	平成 8	SRC	四谷特別出張所・四谷地域 センター・四谷図書館	建物は東京都水道局と区分 所有
牛込笹笥区民ホール	笹笥町 15 番地	1,528	平成 3	SRC	笹笥町特別出張所・牛込 笹笥地域センター	
角筈区民ホール	西新宿四丁目 33 番 7 号	1,023	平成元	SRC	角筈特別出張所・角筈地域 センター・角筈図書館	

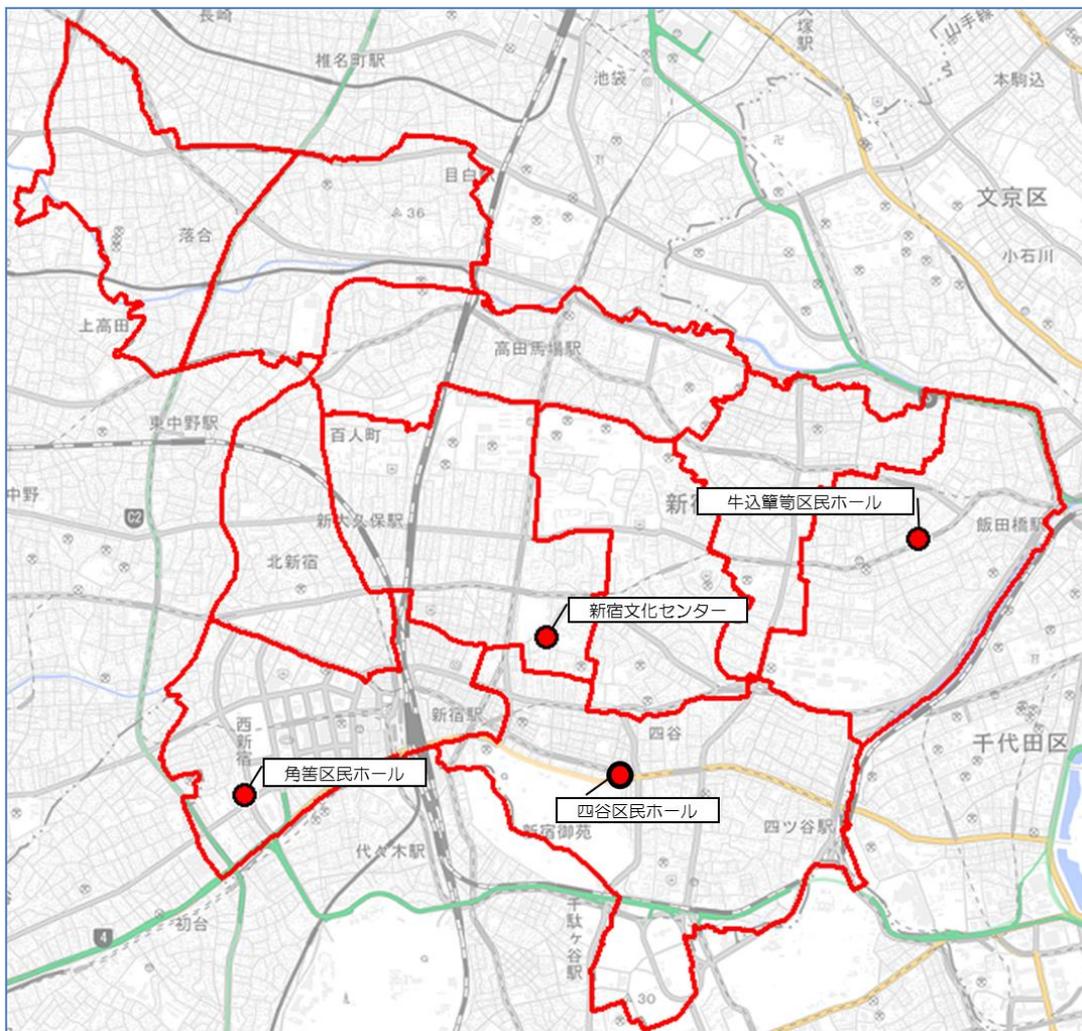
## (2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は新宿文化センター及び四谷・牛込簗笥・角筈の各区民ホールである。新宿文化センターは単独施設、区民ホールは特別出張所や地域センターとの複合施設になっている。
- ◆最も規模の大きい新宿文化センターが供用開始後 37 年を経過しており、今後、維持・修繕に多額の費用が必要となることが懸念される。区民ホールは3館とも供用開始後 30 年以内となっているが、同じ年代に集中して建設されたため、将来の老朽化も集中することが予想される。
- ◆音響・照明等の特殊設備の適切な保守・更新が必要な施設であり、区の施策の方向性に即した施設のあり方を検討する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は音響・照明等の設備の適切な保守・更新の必要性、民間施設によるサービス供給状況や、新宿文化センターにおける需要規模と利用実績との乖離等を踏まえ、今後の区におけるホールのあり方、施設総量及び施設規模の検討を一体的に行う。
- ◆新宿文化センターについては、財政負担の軽減及びサービス向上の視点から、建替えの際には、より専門性の高い民間事業者による PFI\*等の導入も検討する。

図表 4-5-2 ホールの施設配置状況



## 6 高齢者活動・交流施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
ことぶき館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区内在住の60歳以上の方が集会や娯楽などで利用する施設である。</li> <li>◆高齢者が健康でいきがいのある生活ができるよう、高齢者相互間の交流を深めるいこいの場として提供している。</li> </ul>
シニア活動館	◆区内在住の50歳以上の方が集会や娯楽のほか、ボランティアなどの社会貢献活動の場として活用する施設である。
地域交流館	◆区内在住の60歳以上の方が集会や娯楽のほか、文化活動・健康の増進に向けた活動の場として活用する施設である。
高齢者いこいの家	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者に対し教養の向上やレクリエーション等のための場を提供する施設である。</li> <li>◆都内在住の60歳以上の方が利用できる。</li> </ul>

図表 4-6-1 高齢者活動・交流施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積(㎡)	供用開始年度	構造	併設施設・備考
薬王寺ことぶき館	市谷薬王寺町 51 番地	935	昭和 45	RC	薬王寺児童館
大久保ことぶき館	大久保一丁目 17 番 20 号	96	平成 27	S	西大久保公園内仮施設
高田馬場第二ことぶき館(現高田馬場地域交流館)	高田馬場一丁目 4 番 17 号	516	昭和 46	RC	高田馬場第二保育園・高田馬場第二児童館 平成 27 年 4 月から地域交流館に機能転換
高田馬場シニア活動館	高田馬場三丁目 39 番 29 号	531	平成 19	RC	
信濃町シニア活動館	信濃町 20 番地	483	昭和 46	RC	信濃町子ども家庭支援センター・しなのまち子ども園
戸山シニア活動館	戸山二丁目 27 番 2 号	1,276	昭和 52	S	土地は東京都から行政財産使用許可により借用
西新宿シニア活動館	西新宿四丁目 8 番 35 号	829	昭和 41	RC	
早稲田南町地域交流館	早稲田南町 50 番地	327	昭和 47	RC	早稲田南町保育園・早稲田南町児童館・旧早稲田南町アパート(アパートは平成 27 年 7 月閉鎖)
西早稲田地域交流館	西早稲田一丁目 22 番 2 号	510	平成 5	SRC	
新宿地域交流館	新宿五丁目 3 番 13 号	247	昭和 52	RC	新宿第二保育園(平成 27 年 10 月から私立保育園)
山吹町地域交流館	山吹町 342 番地	237	昭和 59	RC	
上落合地域交流館	上落合二丁目 28 番 8 号	510	昭和 59	SRC	上落合児童館 土地は個人から賃貸借契約により借用
北新宿地域交流館	北新宿二丁目 3 番 7 号	347	平成 6	RC	柏木特別出張所・柏木地域センター・柏木子ども園(乳児園舎)・北新宿第一児童館
下落合地域交流館	下落合三丁目 12 番 33 号	311	昭和 53	RC	
百人町地域交流館	百人町二丁目 18 番 21 号	340	昭和 49	RC	百人町保育園・百人町児童館
東五軒町地域交流館	東五軒町 5 番 24 号	416	昭和 50	RC	東五軒町保育園・東五軒町児童館
中町地域交流館	中町 25 番地	251	昭和 58	RC	あいじつ子ども園(乳児園舎)・中町図書館・中町児童館
本塩町地域交流館	本塩町 8 番地	507	平成 3	RC	本塩町児童館・本塩町備蓄倉庫
北山伏地域交流館	北山伏町 2 番 17 号	338	昭和 45	RC	北山伏児童館
中落合地域交流館	中落合二丁目 7 番 24 号	322	昭和 52	RC	中落合第二保育園・中落合子ども家庭支援センター
北新宿第二地域交流館	北新宿三丁目 20 番 2 号	420	昭和 56	RC	北新宿子ども園・北新宿子ども家庭支援センター・北新宿図書館・北新宿生涯学習館・北新宿防災倉庫
高齢者いこいの家清風園	中落合一丁目 7 番 26 号	1,265	昭和 55	RC	

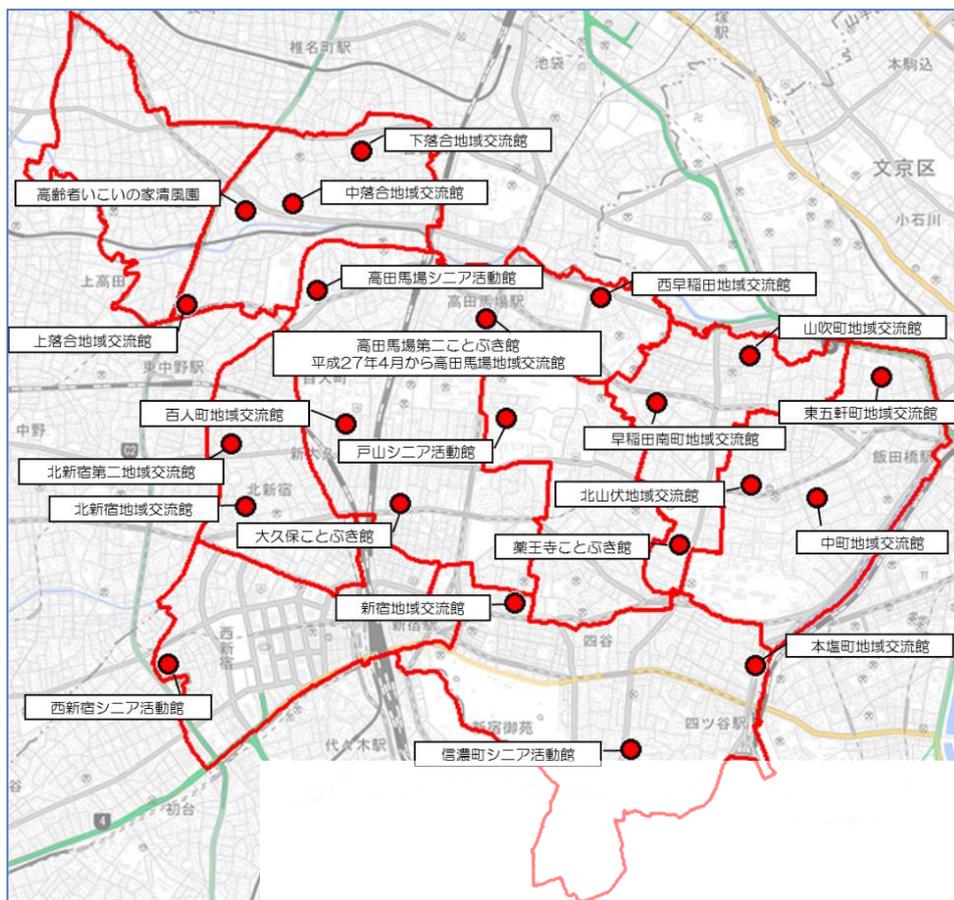
## (2) 施設の現状と課題

- ◆ 供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 81.9%と老朽化度は非常に高く、今後、維持・改修費用の増大が見込まれる。
- ◆ ことぶき館、シニア活動館、地域交流館などの高齢者活動・交流施設は、施設の多くが、保育所、児童館等との複合施設となっている。
- ◆ 特定の利用者による利用の解消や、利用者間の交流を促進させる取組みが必要である。また、少子高齢化がさらに進み、地域において必要とされるサービスの多様化が予測される中で、特定の世代のみが利用する施設からの機能転換を図る必要がある。
- ◆ 集会室機能については、「3 区民等利用施設」や「4 地域センター」、「19 生涯学習施設」など類似した機能を有する他の類似施設を活用するなど、役割を整理する必要がある。また、同規模での建替えが困難なため、こうした課題を踏まえ統廃合の検討が必要である。

## (3) 基本方針

- ◆ 特定の世代のみが利用する施設から、より幅広く区民が利用できる施設へと転換する。
- ◆ この施設類型は、以下の機能を提供する地域拠点施設とする。
  - ① 地域住民による相互の支援活動等の拠点(活動拠点機能、情報共有機能)
  - ② 健康づくり・介護予防サービス機能
- ◆ 老朽化が進んでいる施設が多いため、施設の大規模な改修・建替えに際しては、民間によるサービス供給の状況を勘案しながら施設の統廃合を検討する。また、地域拠点施設としての更新にあたっては「多世代交流」や「健康づくり」等を促進するための機能充実を原則とする。

図表 4-6-2 高齢者活動・交流施設の施設配置状況



# 7 高齢者福祉施設

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
高齢者在宅サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護を必要とする高齢者が、地域の中で在宅生活を続けられるよう支援する施設である。</li> <li>◆介護保険法に規定する通所介護、第1号通所事業、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を行う。</li> </ul>
特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆常に介護が必要な状態で、在宅での介護が困難になった高齢者が入所する施設である。</li> <li>◆介護保険法に規定する介護老人福祉施設サービス、短期入所生活介護を行う。</li> </ul>

図表 4-7-1 高齢者福祉施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
北新宿高齢者在宅サービスセンター	北新宿三丁目 27 番 6 号	—	平成 6	RC	北新宿特別養護老人ホーム・北新宿三丁目第1区営住宅・第1特定住宅・事業住宅	延床面積は北新宿特別養護老人ホームに計上
若葉高齢者在宅サービスセンター	若葉三丁目 6 番地	1,295	平成 3	RC		
中落合高齢者在宅サービスセンター	中落合一丁目 7 番 1 号	1,031	平成 4	RC		土地は東京都から賃貸借契約により借用
百人町高齢者在宅サービスセンター	百人町三丁目 30 番 2 号	1,245	平成 9	RC		土地は東京都から無償貸付により借用
細工町高齢者在宅サービスセンター	細工町 1 番 3 号	1,670	平成 3	RC		
高齢者在宅サービスセンターあかね苑	北山伏町 2 番 12 号	1,388	平成元	RC	特別養護老人ホームあかね苑	
東戸山高齢者在宅サービスセンター	戸山二丁目 34 番 2 号	298	昭和 47	RC	東戸山小学校	土地は財務省から有償貸付により借用
北新宿特別養護老人ホーム(かしわ苑)	北新宿三丁目 27 番 6 号	4,743	平成 6	RC	北新宿高齢者在宅サービスセンター・北新宿三丁目第1区営住宅・第1特定住宅・事業住宅	
特別養護老人ホームあかね苑	北山伏町 2 番 12 号	2,620	平成元	RC	高齢者在宅サービスセンターあかね苑	

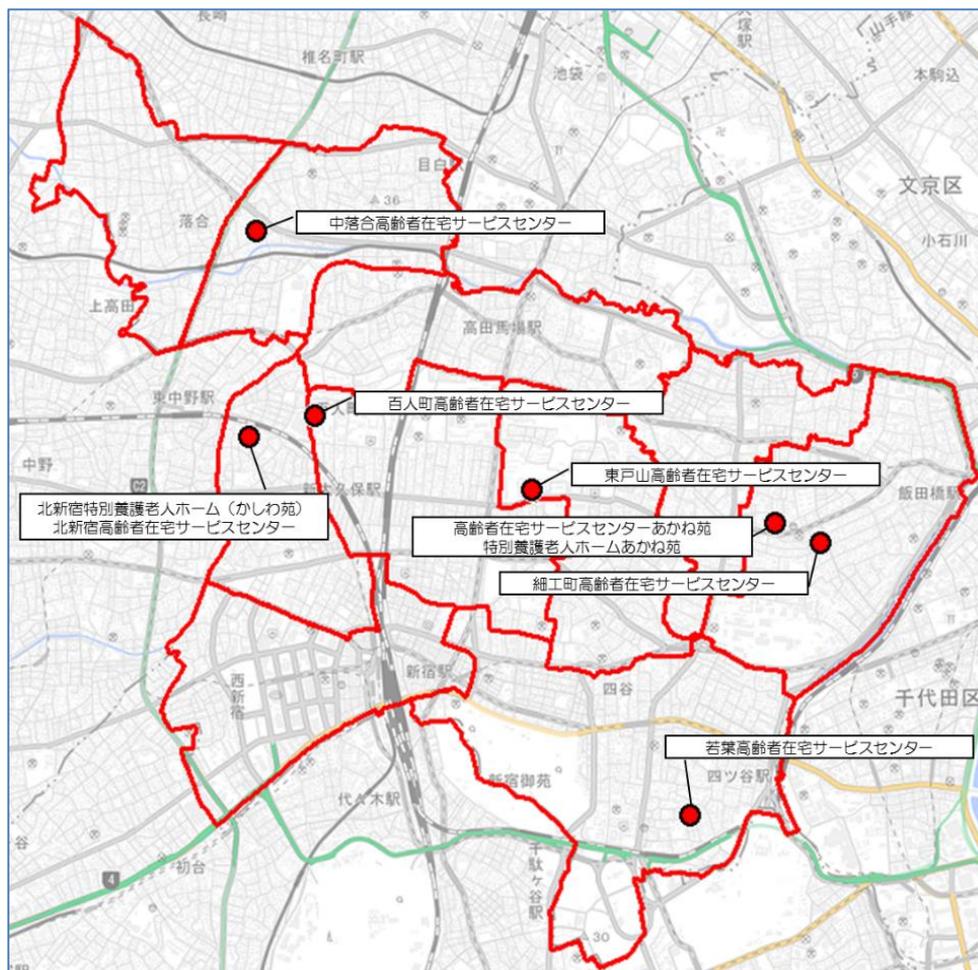
## (2) 施設の現状と課題

- ◆高齢者在宅サービスセンターは7施設、特別養護老人ホームは2施設ある。
- ◆百人町及び東戸山高齢者在宅サービスセンターは指定管理者\*が管理運営を行っているが、これ以外の7施設は社会福祉法人が自主運営している。
- ◆この施設類型は大半が平成に入ってから供用開始されたため供用開始後30年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで2.1%と老朽化度は非常に低い。しかし、少子高齢化がさらに進む中で、今後必要となる公共サービスとその提供方法について検討する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は、民間によるサービスの提供を原則としているが、民間のサービス供給状況を勘案し、行政需要を踏まえた運営の検討を行う必要がある施設である。
- ◆高齢者在宅サービスセンターについては、地域における高齢者サービスの提供を行うため今後必要な機能の検討を行う。
- ◆特別養護老人ホームについては、民間事業者のサービス供給を勘案し、行政需要を踏まえた対応を行う。

図表 4-7-2 高齢者福祉施設の施設配置状況



## 8 障害者福祉施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
「障害者福祉施設」 全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者総合支援法による障害福祉サービスを提供する施設である。</li> <li>◆各施設が障害の種別や程度に応じたサービス(生活介護・就労継続支援・自立訓練等)を実施している。また、必要な情報の提供やサービス利用に関する相談を行い、地域の障害者の相談の場でもある。</li> </ul>
あゆみの家	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中・重度の身体及び知的障害者を対象とし、入浴や排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作活動等を通じて、日常生活の充実を支援する施設である。</li> <li>◆生活介護、短期入所、計画相談、日中ショート、土曜ケアサポートを行っている。</li> </ul>
障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者の各種訓練を実施するとともに、社会参加の機会や交流の場を提供し、その自主的な活動の促進を図るための施設である。</li> <li>◆多機能型事業(就労継続支援B型・生活介護事業)、短期入所・日中ショート事業と、区単独事業として機能訓練、講座・講習会、給食、入浴サービス等、様々な事業を行っている。</li> </ul>
福祉作業所(新宿、 高田馬場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一般企業等での就労が困難な方に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う施設である。</li> <li>◆就労継続支援(B型)を行っている</li> </ul>
生活実習所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中・重度の知的障害者を対象に、日常生活の指導や簡単な作業を通じて基本的能力の向上を図るための施設である。</li> <li>◆生活介護、短期入所、日中ショートを行っている。</li> </ul>
障害者生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆精神障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行う施設である。</li> <li>◆宿泊型自立訓練、自立訓練(生活訓練)、短期入所、相談支援を行っている。</li> </ul>

図表 4-8-1 障害者福祉施設の施設概要

	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
あゆみの家	西落合一丁目 30 番 10 号	2,353	昭和 51	RC		
障害者福祉センター	戸山一丁目 22 番 2 号	2,307	昭和 59	RC	新宿福祉作業所・ 備蓄倉庫	
新宿福祉作業所	戸山一丁目 22 番 2 号	1,364	昭和 59	RC	障害者福祉センター・備 蓄倉庫	
高田馬場福祉作業所	高田馬場四丁目 10 番 2 号	1,208	平成 25	RC	新宿リサイクル活動 センター	
新宿生活実習所	弁天町 50 番地	1,721	昭和 50	RC	弁天町保育園・牛込保健 センター	
障害者生活支援センター	百人町四丁目 4 番 2 号	767	平成 26	RC		平成 27 年 7 月開設

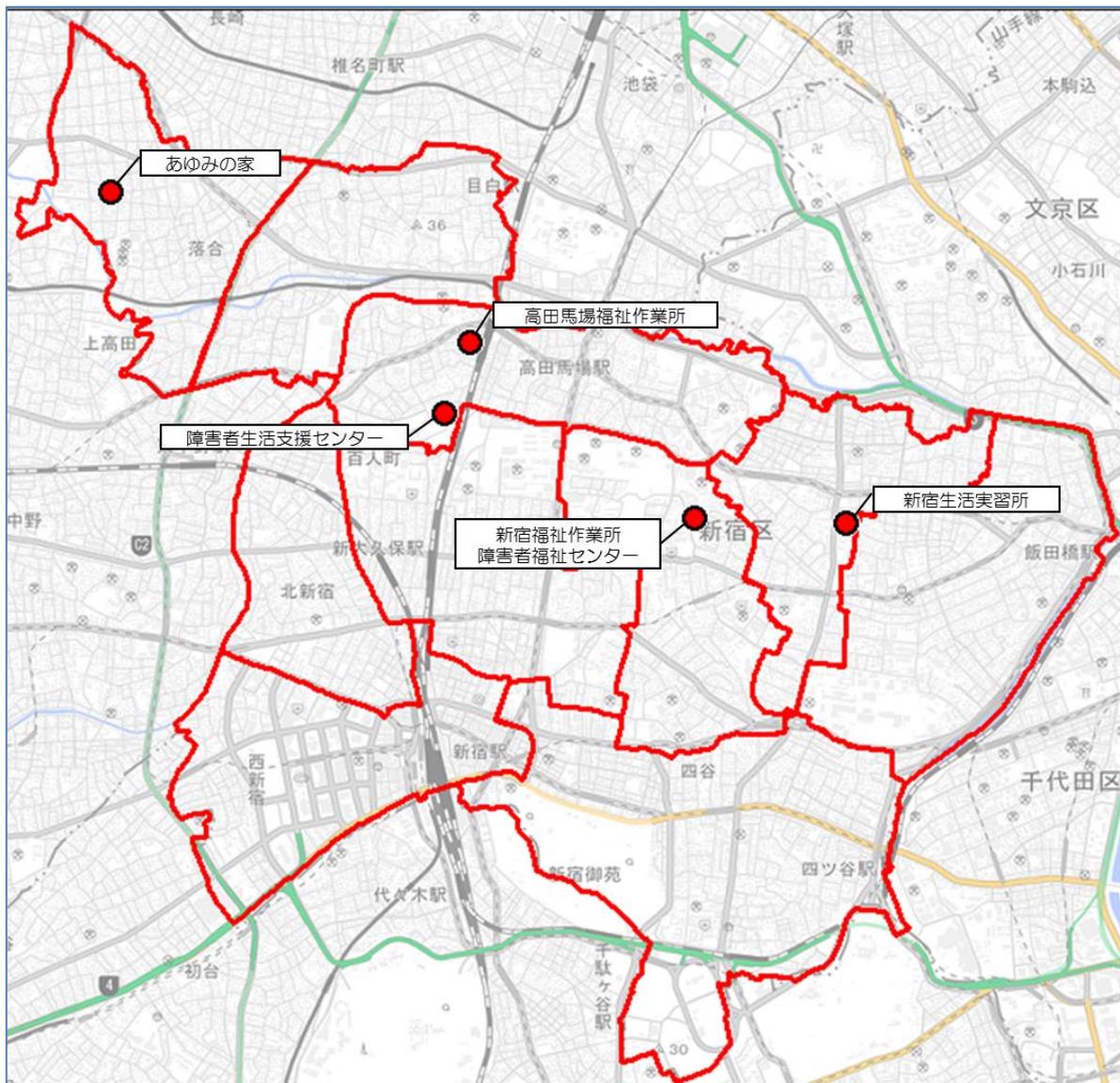
## (2) 施設の現状と課題

- ◆区立の「障害者福祉施設」は、6施設あり、指定管理者\*が管理運営を行っている。
- ◆供用開始後、30年以上経過した障害者福祉施設の割合は、延床面積ベースで79.7%と老朽化度が高くなっている。
- ◆障害の重度化や家族の高齢化が進む中、障害者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるように支援していく必要があり、行政需要を踏まえ施設の維持管理、整備を行っていくことが求められている。

## (3) 基本方針

- ◆障害の重度化や家族の高齢化に伴うニーズに適切に対応していくため、行政需要を踏まえ、施設を適切に維持管理していく。
- ◆対象者の重度化への対応や事業運営の効率化等の検討を行っていく

図表 4-8-2 障害者福祉施設の施設配置状況



## 9 その他福祉施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
作業宿泊所	◆住居及び就業場所のない区民等の生活の安定と自立を支援するための居住室や作業室を提供する福祉施設である。
母子生活支援施設	◆18歳未満の子どもを養育している母子家庭等で、養育が困難な場合等に、自立に向けた支援を行う入所施設である。
病児病後児保育室	◆保育施設に在籍している子どもが病気や病気回復期で保育施設を利用できない期間に、一時的に保育・看護する施設である。

図表 4-9-1 その他福祉施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
百人町作業宿泊所	百人町一丁目 25 番 19 号	741	昭和 38	RC		土地の一部を鉄道事業者から賃貸借契約により借用
母子生活支援施設	(非公表)	783	平成 6	RC		
病児病後児保育室	四谷四丁目 17 番地	105	昭和 53	RC	大木戸 子ども園	

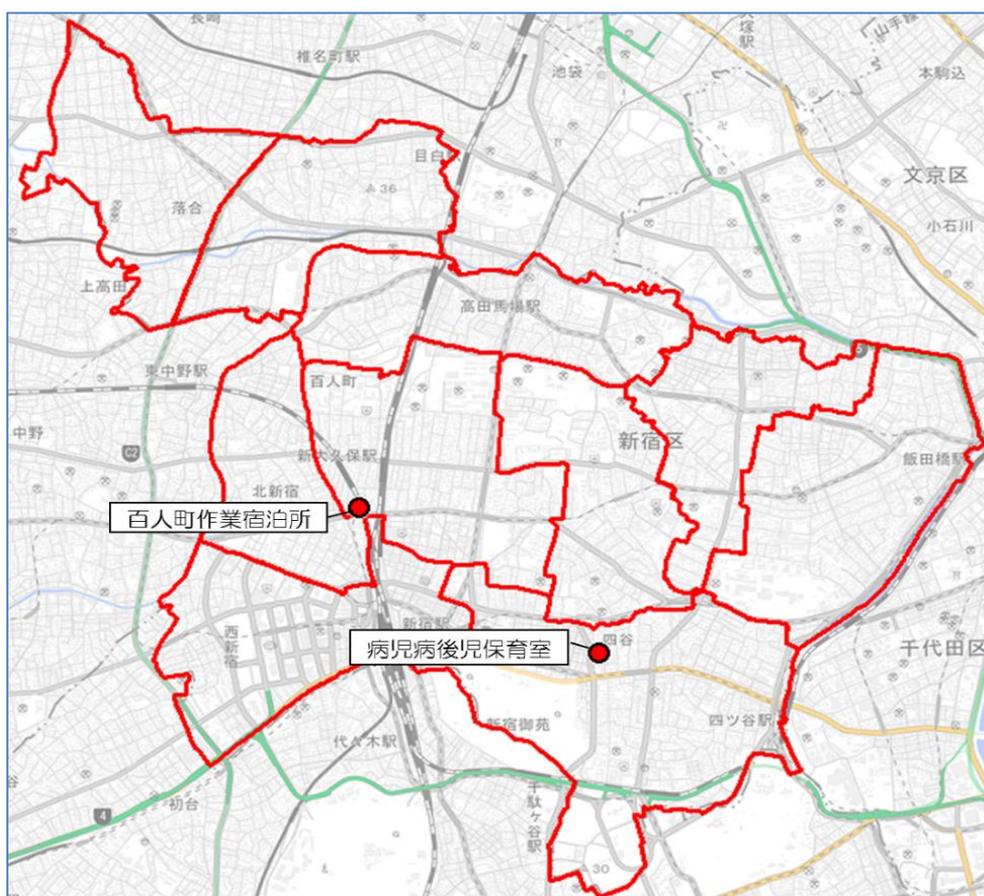
## (2) 施設の現状と課題

- ◆ 供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 51.9%となっている。
- ◆ 今後も行政需要が見込まれるため、課題への適切な対応や計画的かつ効率的な管理運営を行う必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆ 作業宿泊所については、課題を踏まえ対応していく。
- ◆ 母子生活支援施設については、児童相談所の設置を見据え、今後区における母子生活支援機能のあり方について検討を行う。
- ◆ 病児病後児保育室については、行政需要を踏まえ対応していく。

図表 4-9-2 その他福祉施設の施設配置状況



# 10 保育園

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童福祉法に基づく保育所である。</li> <li>◆保護者の就労等により保育を必要とする就学前までの子どもを預かり、「養護と教育」を一体的に行うことを目的とした施設である。</li> </ul>

図表 4-10-1 保育園の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
弁天町保育園	弁天町 50 番地	1,516	昭和 50	RC	牛込保健センター、新宿生活実習所	
大久保第一保育園	大久保三丁目 11 番 1 号	658	昭和 55	SRC	大久保三丁目アパート	区営住宅 7 階建ての 1 階部分を使用
東五軒町保育園	東五軒町 5 番 24 号	1,650	昭和 40	RC	東五軒町児童館、東五軒町地域交流館	延床面積は、1 号館と 2 号館(構造:S造)を合算したもの
長延保育園	市谷長延寺町 8 番地	420	昭和 39	RC		土地は東京都から行政財産使用許可により借用(都営住宅 4 階建ての 1 階部分を使用)
富久町保育園	富久町 22 番 21 号	989	平成 14	S	富久町児童館	
西早稲田保育園	西早稲田 一丁目 9 番 30 号	409	昭和 46	RC		土地・建物は東京都から行政財産使用許可により借用(都営住宅 9 階建ての 2 階部分を使用)
高田馬場第二保育園	高田馬場 一丁目 4 番 17 号	767	昭和 46	RC	高田馬場第二児童館、高田馬場第二こども館	併設の高田馬場第二こども館は平成 27 年 4 月から高田馬場地域交流館に機能転換
戸山第二保育園	戸山二丁目 18 番 101 号	599	昭和 45	RC		土地・建物は東京都から行政財産使用許可により借用(都営住宅 10 階建ての 1 階部分を使用)
早稲田南町保育園	早稲田南町 50 番地	514	昭和 47	RC	早稲田南町児童館、早稲田南町地域交流館	
百人町保育園	百人町二丁目 18 番 21 号	682	昭和 49	RC	百人町児童館、百人町地域交流館	
新宿第二保育園	新宿五丁目 3 番 13 号	748	昭和 52	RC	新宿地域交流館	平成 27 年 11 月から私立子ども園に移行(富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園)
中落合第二保育園	中落合二丁目 7 番 24 号	996	昭和 52	RC	中落合子ども家庭支援センター、中落合地域交流館	

※新宿第二保育園は平成 27 年 11 月に私立子ども園に移行しており、区立施設としての運営を終了しています。

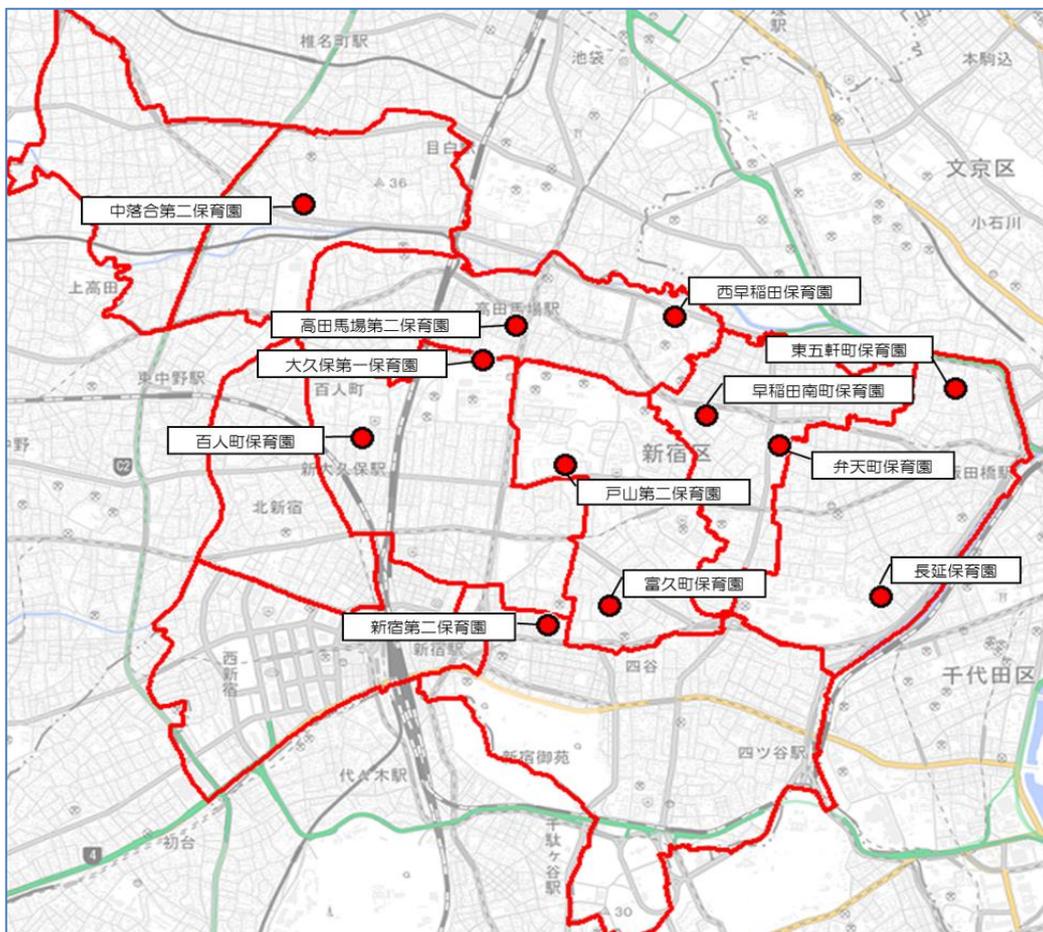
## (2) 施設の現状と課題

- ◆保育園は平成 27 年 4 月現在で、区立保育園が 12 園、私立保育園が 21 園ある。区立保育園 12 園のうち、9 園は他の施設との複合施設となっており、3 園は都営住宅の一部を使用している。
- ◆区は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもが育つ場の整備と充実を図るため、地域の実情に応じて保育園や子ども園などの整備に積極的に取り組み、待機児童の解消を図るとともに、子育て世帯の多様なニーズへの対応を図っている。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、90.1%と老朽化度は高くなっており、今後、維持・改修費用の増大が見込まれる。
- ◆今後も引き続き保育ニーズの増大や多様化に対し民間サービスの供給状況を踏まえながら適切に対応する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆保育園は、保護者の就労等により保育を必要とする就学前までの子どもを預かる施設であるため、行政として提供すべきサービスである。
- ◆保育園は、新設・建替えの際に、引き続き民営化による私立保育園・子ども園の設置を基本とする。
- ◆多様な保育サービス(延長保育、一時保育、障害児保育等)が求められており、今後も子育て世帯の多様なニーズへの対応を図っていく。

図表 4-10-2 保育園の施設配置状況



# 11 子ども園

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
子ども園	<p>◆就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園である。</p> <p>◆0歳から小学校就学前の子どもが同じ環境の下で保育と幼児教育が受けられる施設であり、保護者の就労の変化によらず子どもを受け入れる施設であるとともに、子育て支援の拠点である。</p>

図表 4-11-1 子ども園の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
柏木子ども園	(乳児園舎) 北新宿二丁目 3番7号	808	平成6	RC	柏木特別出張所、柏木地域センター、北新宿第一児童館、北新宿地域交流館	柏木幼稚園と北新宿第一保育園の統合による分園方式の子ども園として、平成23年4月に開設
	(幼児園舎) 北新宿二丁目11番1号	333	平成10	RC	柏木小学校	
おちごなかい子ども園	(乳児園舎) 中井一丁目 8番12号	353	昭和38	RC	中井児童館	落合第五幼稚園と中井保育園の統合による分園方式の子ども園として、平成24年4月に開設
	(幼児園舎) 上落合三丁目 1番6号	586	昭和49	RC	落合第五小学校	
大木戸子ども園	四谷四丁目 17番地	2,619	昭和53	RC	病児病後児保育室	
しなのまち子ども園	信濃町20番地	839	昭和46	RC	信濃町子ども家庭支援センター、信濃町シニア活動館	
戸山第一子ども園	戸山二丁目 26番101号	614	昭和44	RC		土地・建物は東京都から行政財産使用許可により借用(都営住宅5階建ての1階部分を使用)
西落合子ども園	西落合一丁目31番24号	1,511	昭和47	RC	西落合児童館	
北新宿子ども園	北新宿三丁目20番2号	1,033	昭和56	RC	北新宿第二地域交流館、北新宿子ども家庭支援センター、北新宿図書館、北新宿生涯学習館、北新宿防災倉庫	
四谷子ども園	四谷二丁目 6番地	1,307	平成18	RC	四谷小学校	
あいじつ子ども園	(乳児園舎) 中町25番地	682	昭和58	RC	中町児童館、中町地域交流館、中町図書館	隣接する愛日幼稚園と中町保育園を統合し、平成22年4月に開設
	(幼児園舎) 北町17番地	556	昭和54	RC	愛日小学校屋内運動場	
西新宿子ども園	西新宿四丁目35番5号	1,424	平成23	RC	西新宿児童館、西新宿小学校	

※大木戸子ども園は平成27年度の改修工事により、延床面積が2,724㎡となっています。

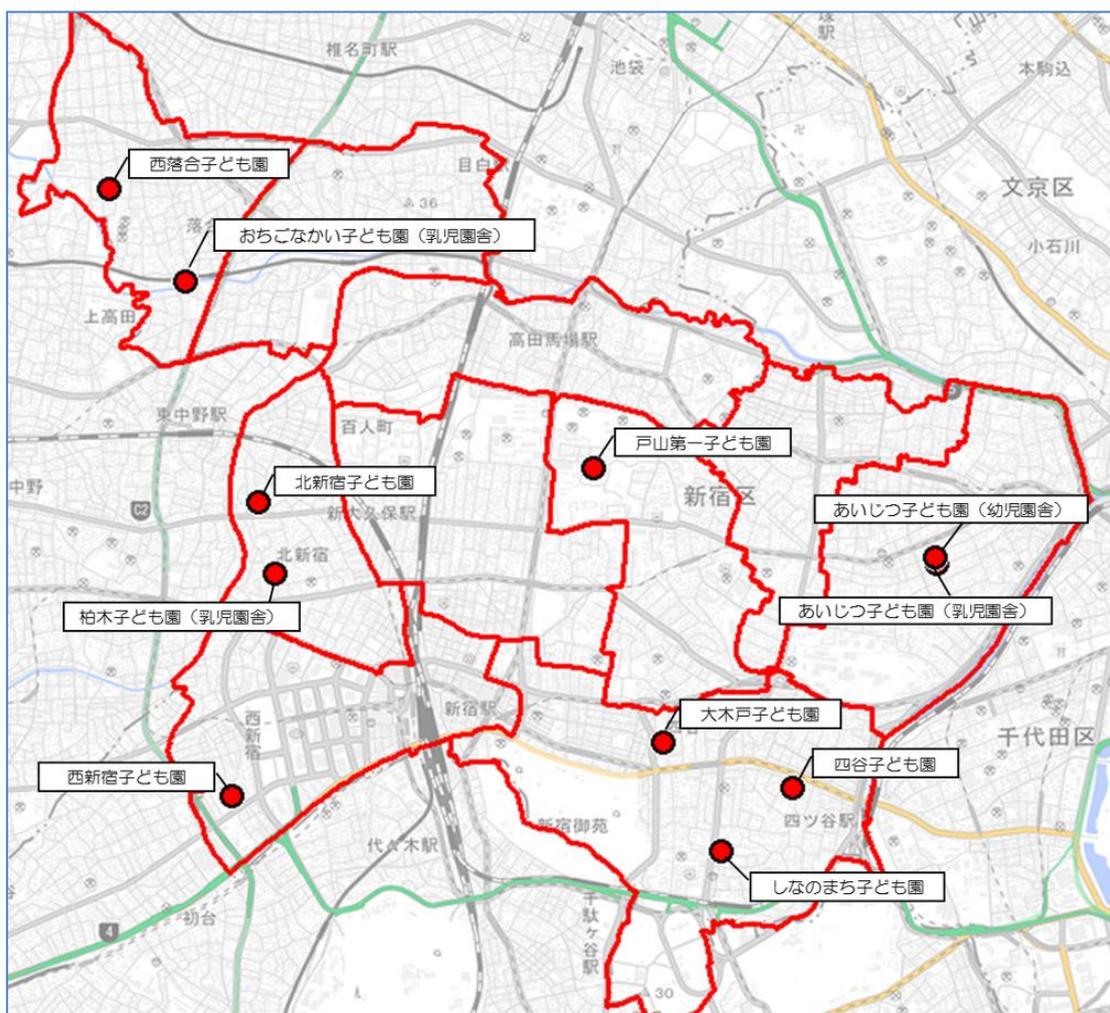
## (2) 施設の現状と課題

- ◆子ども園は平成 27 年 4 月現在で、区立子ども園が 10 園、私立子ども園が 3 園ある。区立子ども園 10 園のうち、9 園は他の施設等との複合施設となっており、1 園は都営住宅の一部を使用している。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、69.4%となっている。
- ◆今後も引続き教育・保育ニーズの増大や多様化に対し民間サービスの供給状況を踏まえながら適切に対応する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆子ども園は、新設・建替えの際に、引き続き民営化による私立園の設置を基本とする。
- ◆多様な保育サービス(延長保育、一時保育、障害児保育等)が求められており、今後も子育て世帯の多様なニーズへの対応を図っていく。

図表 4-11-2 子ども園の施設配置状況



# 12 幼稚園

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校教育法に基づく幼稚園である。</li> <li>◆区立幼稚園の園児が健康かつ健全に成長できるよう、幼児教育環境の充実を図るとともに、障害等により支援を要する園児の自立への支援を、関係機関と連携し行っている。</li> </ul>

図表 4-12-1 幼稚園の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
津久戸幼稚園	津久戸町 2 番 2 号	530	昭和 8	RC	津久戸小学校	
市谷幼稚園	市谷山伏町 1 番 3 号	677	昭和 30	RC	市谷小学校	
早稲田幼稚園	早稲田南町 25 番地	742	昭和 2	RC	早稲田小学校	
鶴巻幼稚園	早稲田鶴巻町 140 番地	767	昭和 50	RC	鶴巻小学校・保育ルームつるまき園	
牛込仲之幼稚園	市谷仲之町 4 番 33 号	521	平成元	SRC	牛込仲之小学校	
余丁町幼稚園	若松町 13 番 1 号	413	昭和 58	RC	余丁町小学校	
四谷第六幼稚園	大京町 30 番地	679	昭和 62	RC	四谷第六小学校・四谷第六小学校内学童クラブ	
花園幼稚園	新宿一丁目 22 番 1 号	429	平成 8	RC	花園小学校	
大久保幼稚園	大久保一丁目 1 番 21 号	635	昭和 37	RC	大久保小学校	
戸塚第二幼稚園	高田馬場一丁目 25 番 21 号	736	昭和 51	RC	戸塚第二小学校・高田馬場第二学童クラブ分室(27 年度から戸塚第二小学校内学童クラブ)	
落合第三幼稚園	西落合一丁目 12 番 20 号	434	昭和 52	RC	落合第三小学校	
落合第四幼稚園	下落合二丁目 9 番 34 号	769	昭和 49	RC	落合第四小学校	
淀橋第四幼稚園	北新宿三丁目 17 番 1 号	618	昭和 48	RC	淀橋第四小学校	
西戸山幼稚園	百人町四丁目 7 番 1 号	544	昭和 41	RC	西戸山生涯学習館	土地は財務省から有償貸付契約により借用

※余丁町幼稚園は平成 27 年度の 3 歳児室改修により、延床面積が 422 ㎡となっています。

図表 4-12-2 休園中の幼稚園一覧

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
江戸川幼稚園	水道町 1 番 28 号	304	昭和 10	RC	江戸川小学校	平成 9 年度から休園 保育ルームえどがわ園として利用
富久幼稚園	富久町 7 番 24 号	356	昭和 61	RC	富久小学校	平成 11 年度から休園 富久小学校内学童クラブとして利用
落合第二幼稚園	上落合二丁目 10 番 23 号	613	昭和 51	RC	落合第二小学校	平成 12 年度から休園 保育ルームおちにすくすく園として利用
落合第六幼稚園	西落合四丁目 11 番 21 号	449	昭和 52	RC	落合第六小学校	平成 20 年度から休園 落合第二高齢者総合相談センターとして利用
戸山幼稚園	百人町二丁目 1 番 38 号	600	昭和 50	RC	戸山小学校・戸山小学校内学童クラブ	平成 25 年度から休園
戸塚第一幼稚園	西早稲田三丁目 10 番 12 号	445	昭和 47	RC	戸塚第一小学校	平成 27 年度から休園
戸塚第三幼稚園	高田馬場三丁目 18 番 12 号	平成 15 年度から休園、高田馬場第一児童館として利用(この施設は「13. 子育て支援施設/児童館等」で実態把握を行っています。)				

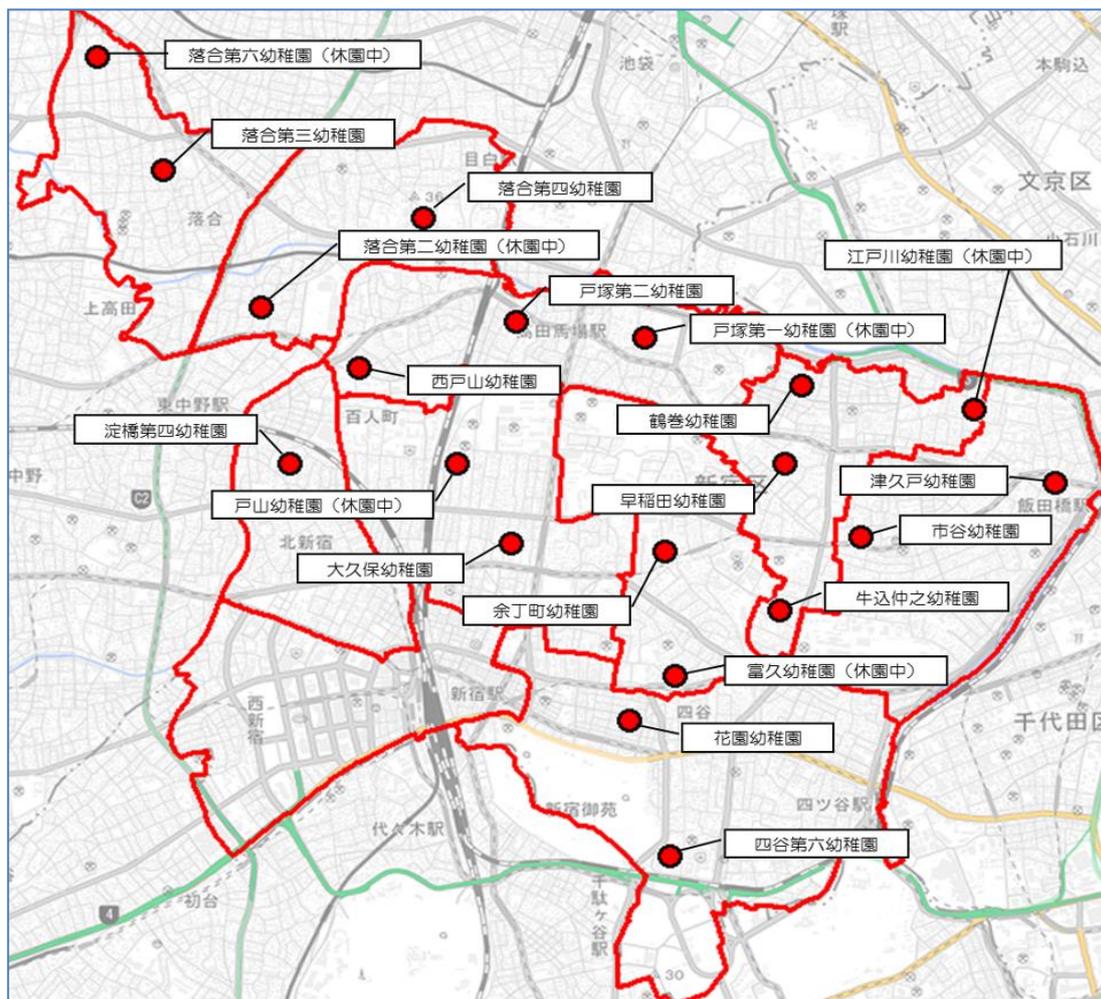
## (2) 施設の現状と課題

- ◆ 幼稚園は平成 27 年 4 月現在で、区内に区立幼稚園が 14 園、私立幼稚園が 9 園ある。14 園のうち、13 園は区立小学校に併設されており、西戸山幼稚園は生涯学習館との複合施設となっている。このほかに、休園中の幼稚園が 7 園あり、そのうち 5 か所は保育ルームなどのスペースとして活用している。
- ◆ 供用開始後 30 年以上経過した幼稚園の割合は、延床面積ベースで 82.4%と老朽化度は非常に高くなっており、今後、維持・改修費用の増大が見込まれる。
- ◆ 平成 27 年度に、幼児人口の増加など区立幼稚園を取り巻く状況の変化に応じて 3 年保育の拡大、預かり保育の実施等、「区立幼稚園のあり方の見直し方針」を定めている。
- ◆ 幼稚園需要への対応及び適正な集団規模の確保を図るとともに、計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆ 幼稚園は、学校教育法に基づく幼児教育及び子育て支援事業の提供施設であるため、行政として必要な量を今後も維持管理していく施設である。
- ◆ 特別支援教育の充実など、区立幼稚園が中心的役割を担う必要がある、施設環境の整備・充実を図る必要がある。
- ◆ 建替えの際には、学校等との一体的な整備を検討する。
- ◆ 幼稚園需要の低下により入園児童の減少が学級の編成基準を満たさなくなった場合は休園し、その後の活用について検討を行う。
- ◆ 幼児人口の推移や私立幼稚園、認定こども園、保育園等との役割分担、区立幼稚園に求められるニーズの変化等に応じて対応していく。

図表 4-12-3 幼稚園の施設配置状況



# 13 児童館等

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童福祉法に基づく児童厚生施設である。</li> <li>◆0歳～18歳までの子どもとその保護者が利用できる施設である。</li> <li>◆遊戯室、音楽室、図書室などが利用できるほか、講座・行事の実施や、乳幼児親子の居場所づくり、育児相談も行っている。</li> </ul>
子ども総合センター、子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童に対する虐待防止等に必要な支援を行うための拠点としての施設である。</li> <li>◆子ども総合センターは総合的な子育て支援施設であり、子ども家庭支援センター機能を持つとともに、発達支援事業、学童クラブ事業を行っている。</li> <li>◆子ども家庭支援センターは、子どもと子どもを持つ家庭のあらゆる相談に応じるとともに、子育て支援サービスを提供する施設であり、児童館機能を有し、4か所のうち3か所で学童クラブ事業も行っている。</li> </ul>

図表 4-13-1 児童館等の施設概要

施設名	所在地	延床面積(㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
本塩町児童館	本塩町8番地	596	平成3	RC	本塩町地域交流館・本塩町備蓄倉庫	
東五軒町児童館	東五軒町5番24号	253	昭和40	RC	東五軒町地域交流館・東五軒町保育園	
北山伏児童館	北山伏町2番17号	858	昭和45	RC	北山伏地域交流館	
中町児童館	中町25番地	293	昭和58	RC	中町地域交流館・あいじつ子ども園(乳児園舎)・中町図書館	
薬王寺児童館	市谷薬王寺町51番地	965	昭和45	RC	薬王寺ことぶき館	
早稲田南町児童館	早稲田南町50番地	398	昭和47	RC	早稲田南町地域交流館・早稲田南町保育園	
富久町児童館	富久町22番21号	606	平成14	S	富久町保育園	
百人町児童館	百人町二丁目18番21号	467	昭和49	RC	百人町地域交流館・百人町保育園	
高田馬場第一児童館	高田馬場三丁目18番21号	760	昭和52	RC	戸塚第三小学校	
高田馬場第二児童館	高田馬場一丁目4番17号	498	昭和46	RC	高田馬場第二ことぶき館(平成27年4月から高田馬場地域交流館)・高田馬場第二保育園	
上落合児童館	上落合二丁目28番8号	510	昭和59	SRC	上落合地域交流館	土地は個人から賃貸借契約により借用
西落合児童館	西落合一丁目31番24号	686	昭和47	RC	西落合子ども園	
中井児童館	中井一丁目8番12号	381	昭和38	RC	おちごなかい子ども園(乳児園舎)	
北新宿第一児童館	北新宿二丁目3番7号	468	平成6	RC	柏木特別出張所・柏木地域センター・柏木子ども園(乳児園舎)・北新宿地域交流館	
西新宿児童館	西新宿四丁目35番28号	444	昭和61	RC	西新宿子ども園・西新宿小学校	
子ども総合センター	新宿七丁目3番29号	5,321	平成22	RC	新宿ここから広場しごと棟	延床面積には子ども総合センター内タイムケアゾーン、新宿ここから広場 談話コーナ-、更衣室等を含む
信濃町子ども家庭支援センター	信濃町20番地	1,251	昭和46	RC	信濃町シニア活動館・しなのまち子ども園	
榎町子ども家庭支援センター	榎町36番地	1,307	平成5	SRC		
中落合子ども家庭支援センター	中落合二丁目7番24号	696	昭和52	RC	中落合地域交流館・中落合第二保育園	
北新宿子ども家庭支援センター	北新宿三丁目20番2号	539	昭和56	RC	北新宿第二地域交流館・北新宿子ども園・北新宿図書館・北新宿生涯学習館・北新宿防災倉庫	

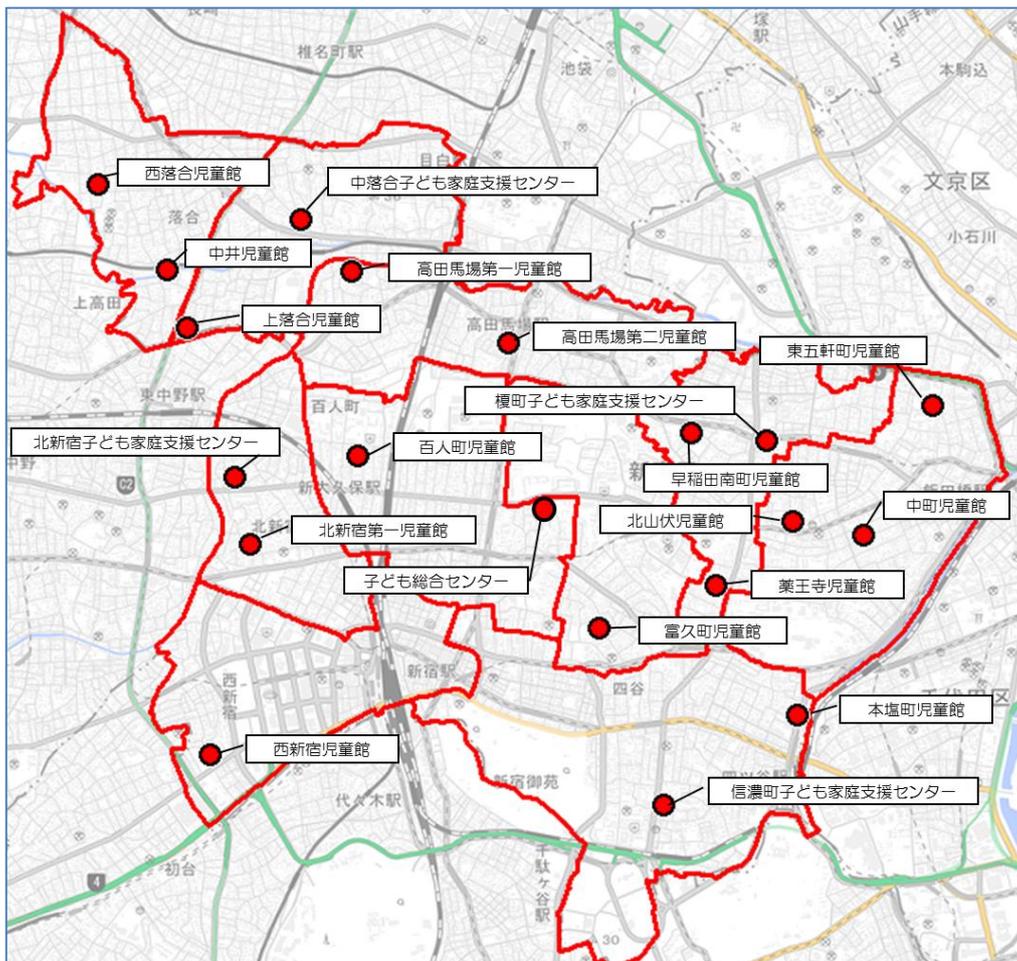
## (2) 施設の現状と課題

- ◆児童館は、区内には 15 館あり、いずれも、地域交流館や子ども園などの複合施設となっている。また、すべての児童館内に学童クラブを開設している。
- ◆子ども総合センターが 1 か所、子ども家庭支援センターが 4 か所ある。
- ◆児童福祉法改正に伴い、区が設置する児童相談所の開設を目指している。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 49.5%となっている。面積の大きい子ども総合センターが平成 22 年度竣工と新しい一方で、児童館の多くは昭和 40～50 年代に建設されている。児童館だけを見ると、30 年以上経過した施設の割合は 7 割以上と老朽化度は高く、今後、維持・改修費用の増大が見込まれることから、行政需要や民間サービスの供給状況を踏まえ、計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆児童館は、行政需要に応じた施設の特徴の検討、民営化の検討も行いながら維持していく。また、小学校の建替えの際は、施設規模等を勘案し、近隣の児童館の機能移転についても検討する。
- ◆子ども家庭支援センターは、現在と同規模で維持する。
- ◆今後、児童相談所を設置する際は、既存施設の活用を検討し、単独施設ではなく原則として複合施設としていく。

図表 4-13-2 児童館等の施設配置状況



# 14 小学校

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
小学校	◆学校教育法に基づく小学校である。

図表 4-14-1 小学校の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
津久戸小学校	津久戸町 2 番 2 号	4,751	昭和 8	RC	津久戸幼稚園	
江戸川小学校	水道町 1 番 28 号	3,528	昭和 10	RC	江戸川幼稚園(休園中)・保育ルームえどがわ園	
市谷小学校	市谷山伏町 1 番 3 号	4,381	昭和 27	RC	市谷幼稚園	土地の一部(0.82 ㎡)を民間から使用貸借契約により借用
愛日小学校	北町 26 番地	建替えのため平成 26 年 8 月末から仮施設(矢来町 6)へ移転中。				
早稲田小学校	早稲田南町 25 番地	5,949	昭和 2	RC	早稲田幼稚園	
鶴巻小学校	早稲田鶴巻町 140 番地	4,851	昭和 50	RC	鶴巻幼稚園・保育ルームつるまき園	
牛込仲之小学校	市谷仲之町 4 番 33 号	4,996	平成元	SRC	牛込仲之幼稚園	
富久小学校	富久町 7 番 24 号	4,415	昭和 61	RC	富久幼稚園(休園中)・富久小学校内学童クラブ	
余丁町小学校	若松町 13 番 1 号	4,771	昭和 58	RC	余丁町幼稚園	
東戸山小学校	戸山二丁目 34 番 2 号	7,393	昭和 47	RC	東戸山小学校内学童クラブ・東戸山高齢者在宅 SC	土地は財務省から有償貸付契約により借用
四谷小学校	四谷二丁目 6 番地	5,994	平成 18	RC	四谷子ども園	
四谷第六小学校	大京町 30 番地	5,471	昭和 62	RC	四谷第六幼稚園・四谷第六小学校内学童クラブ	
花園小学校	新宿一丁目 22 番 1 号	5,733	平成 8	RC	花園幼稚園	
大久保小学校	大久保一丁目 1 番 21 号	4,950	昭和 35	RC	大久保幼稚園	
天神小学校	新宿六丁目 14 番 2 号	5,226	昭和 41	RC		土地の一部(1901.98 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用
戸山小学校	百人町二丁目 1 番 38 号	6,484	昭和 32	RC	戸山幼稚園(休園中)・戸山小学校内学童クラブ	
戸塚第一小学校	西早稲田三丁目 10 番 12 号	5,598	昭和 35	RC	戸塚第一幼稚園(休園中)	
戸塚第二小学校	高田馬場一丁目 25 番 21 号	4,849	昭和 40	RC	戸塚第二幼稚園・高田馬場第二学童クラブ分室(27 年度から戸塚第二小学校内学童クラブ)	土地の一部(217.71 ㎡)を民間から貸借契約により借用
戸塚第三小学校	高田馬場三丁目 18 番 21 号	4,021	昭和 41	RC	戸塚第三幼稚園(休園中)・高田馬場第一児童館	土地の一部(319.96 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用
落合第一小学校	中落合一丁目 13 番 27 号	5,599	昭和 34	RC	落合第一小学校内学童クラブ	
落合第二小学校	上落合二丁目 10 番 23 号	4,867	昭和 37	RC	落合第二幼稚園(休園中)・保育ルームおちにすくすく園	土地は財務省から有償貸付契約により借用
落合第三小学校	西落合一丁目 12 番 20 号	4,630	昭和 35	RC	落合第三幼稚園	土地の一部(5036.31 ㎡)を民間から貸借契約により借用
落合第四小学校	下落合二丁目 9 番 34 号	5,615	昭和 38	RC	落合第四幼稚園	
落合第五小学校	上落合三丁目 1 番 6 号	5,066	昭和 33	RC	おちごなかい子ども園(幼児園舎)	土地の一部(203.65 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用
落合第六小学校	西落合四丁目 11 番 21 号	3,298	昭和 33	RC	落合第六幼稚園(休園中)・落合第二高齢者総合相談センター	
淀橋第四小学校	北新宿三丁目 17 番 1 号	4,951	昭和 46	RC	淀橋第四幼稚園	
柏木小学校	北新宿二丁目 11 番 1 号	4,661	昭和 43	RC	柏木子ども園(幼児園舎)	
西新宿小学校	西新宿四丁目 35 番 5 号	8,080	昭和 33	RC	西新宿子ども園・西新宿児童館	
西戸山小学校	百人町四丁目 2 番 1 号	5,620	昭和 26	RC		土地の一部(8018.32 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用

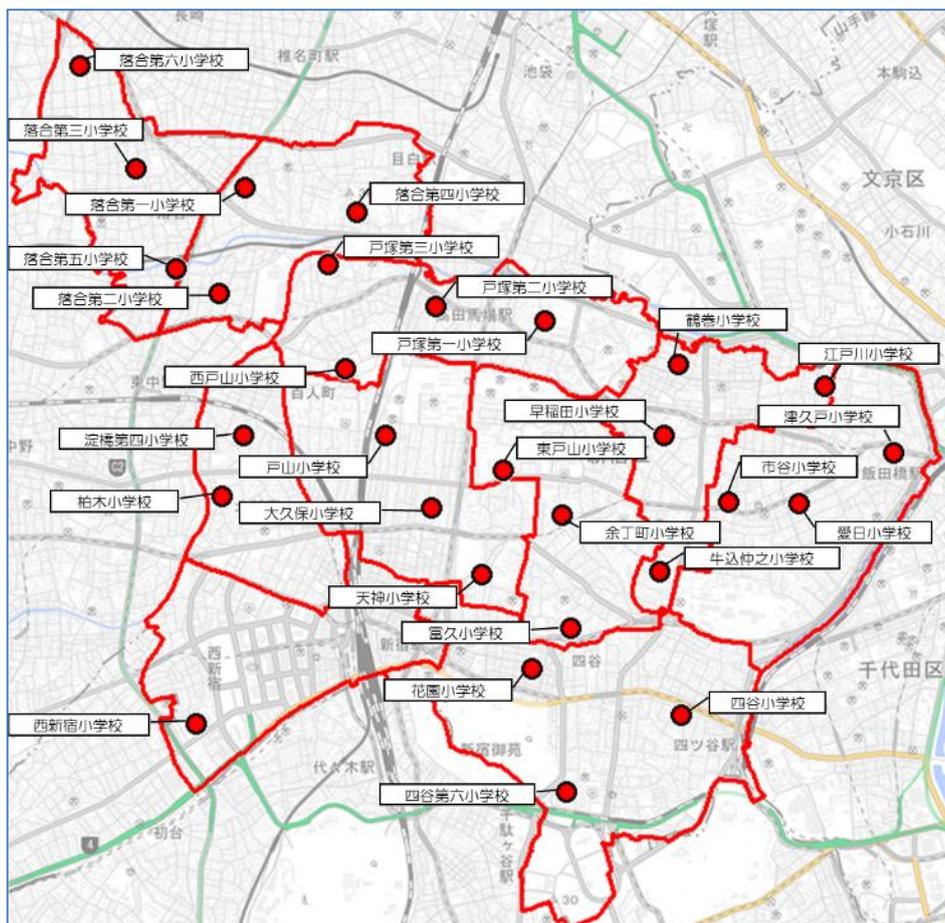
## (2) 施設の現状と課題

- ◆小学校は 29 校あり、このうち 26 校に幼稚園や子ども園などが併設されている。天神小学校と西戸山小学校の 2 校は単独施設となっている。なお、愛日小学校は校舎の建替えのため、仮施設に移転している(平成 29 年 3 月まで)。
- ◆東戸山小学校や落合第二小学校など 9 校は、土地の全部又は一部を賃借しており、国からの有償貸付契約が 6 校、民間からの賃貸借契約が 2 校、使用貸借契約が 1 校となっている。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 81.7%と老朽化度は非常に高くなっており、今後、維持・改修費用の増大が見込まれることから、教育需要を踏まえたうえで計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆将来の児童数の動向を踏まえ、適正規模及び適正配置基準に基づく配置を行う。しかし、当面は児童数の増加が続くことから教育需要を踏まえ、適正な管理運営を行っていく。
- ◆セキュリティ・独立した動線の確保並びに今後の教育需要や児童の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業の対象となっているプール、体育館、校庭と同様に、調理室や音楽室などの特別教室等についても地域との機能共用ができるように「学校施設開放」の拡充(利用に関するルール化)を検討する。
- ◆建替えの際に、施設規模等を勘案した上で、近隣の児童館の機能移転についても検討する。
- ◆将来の人口動向を見据え、建替えの際には、他の用途への変更が可能となるような設計上の配慮を行う。
- ◆小学校については、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、長寿命化計画を策定し、建替えや複合化の可能性を含めて検討を行っていく。

図表 4-14-2 小学校の施設配置状況



# 15 中学校

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
中学校	◆学校教育法に基づく中学校である。

図表 4-15-1 中学校の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
牛込第一中学校	北山伏町 4 番 1 号	5,210	昭和 36	RC		土地の一部(302.94 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用
牛込第二中学校	喜久井町 20 番地	4,913	昭和 35	RC	喜久井町 リサイクル用倉庫	
牛込第三中学校	市谷加賀町一丁目 3 番 1 号	5,435	昭和 43	RC		
四谷中学校	四谷一丁目 12 番地	6,184	昭和 53	RC		
西早稲田中学校	戸山三丁目 20 番 2 号	9,164	平成 19	RC		土地は財務省から有償貸付契約により借用
落合中学校	下落合二丁目 24 番 6 号	6,519	平成 14	RC		
落合第二中学校	西落合一丁目 6 番 5 号	6,812	昭和 34	RC		
西新宿中学校	西新宿八丁目 2 番 44 号	7,511	平成 10	RC		
新宿中学校	新宿六丁目 15 番 22 号	9,290	平成 19	RC		
新宿西戸山中学校	百人町四丁目 3 番 1 号	9,990	平成 23	RC		土地の一部(7348.98 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用

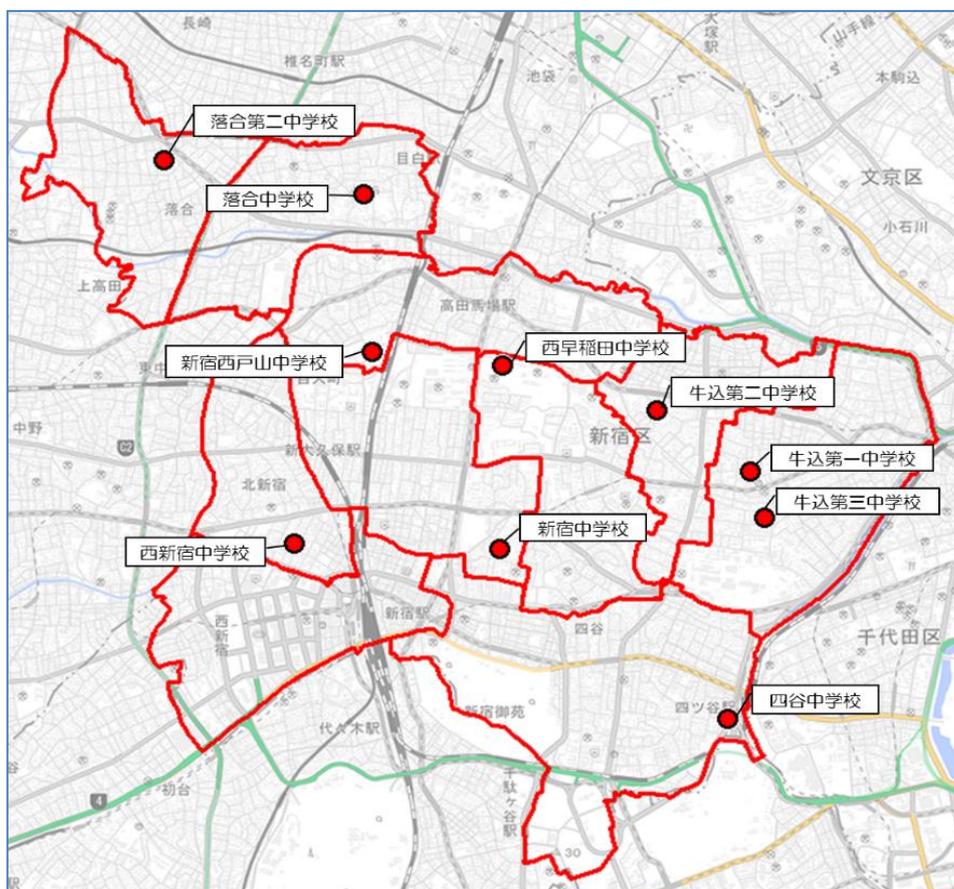
## (2) 施設の現状と課題

- ◆中学校は10校あり、牛込第二中学校を除いて単独施設となっている。牛込第一中学校、西早稲田中学校、新宿西戸山中学校は、土地の全部又は一部を国から賃借している。
- ◆供用開始後30年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで40.2%となっている。統廃合に伴う新校舎の建設等により、供用開始後20年以内の施設が半数を占めている。
- ◆教育需要を踏まえ計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆将来の生徒数の動向を踏まえ、適正規模及び適正配置基準に基づく配置を行う。しかし、当面は生徒数の増加が見込まれることから教育需要を踏まえ適正な管理運営を行っていく。
- ◆セキュリティ・独立した動線の確保並びに今後の教育需要や生徒数の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業の対象となっているプール、体育館、校庭と同様に、調理室や音楽室などの特別教室等についても地域との機能共用ができるように「学校施設開放」の拡充(利用に関するルール化)を検討する。
- ◆将来の人口動向を見据え、建替えの際には、他の用途への変更が可能となるような設計上の配慮を行う。
- ◆中学校については、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、長寿命化計画を策定し、建替えや複合化の可能性を含めて検討を行っていく。

図表 4-15-2 中学校の施設配置状況



# 1 6 特別支援学校

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"><li>◆学校教育法に基づく特別支援学校である。</li><li>◆区立の特別支援学校(肢体不自由)としては都内で唯一の学校である。</li><li>◆小学部と中学部があり、区内の肢体不自由の障害がある児童・生徒が在籍している。</li></ul>

図表 4-16-1 特別支援学校の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造
新宿養護学校	西新宿四丁目 20 番 11 号	3,093	平成 7	RC

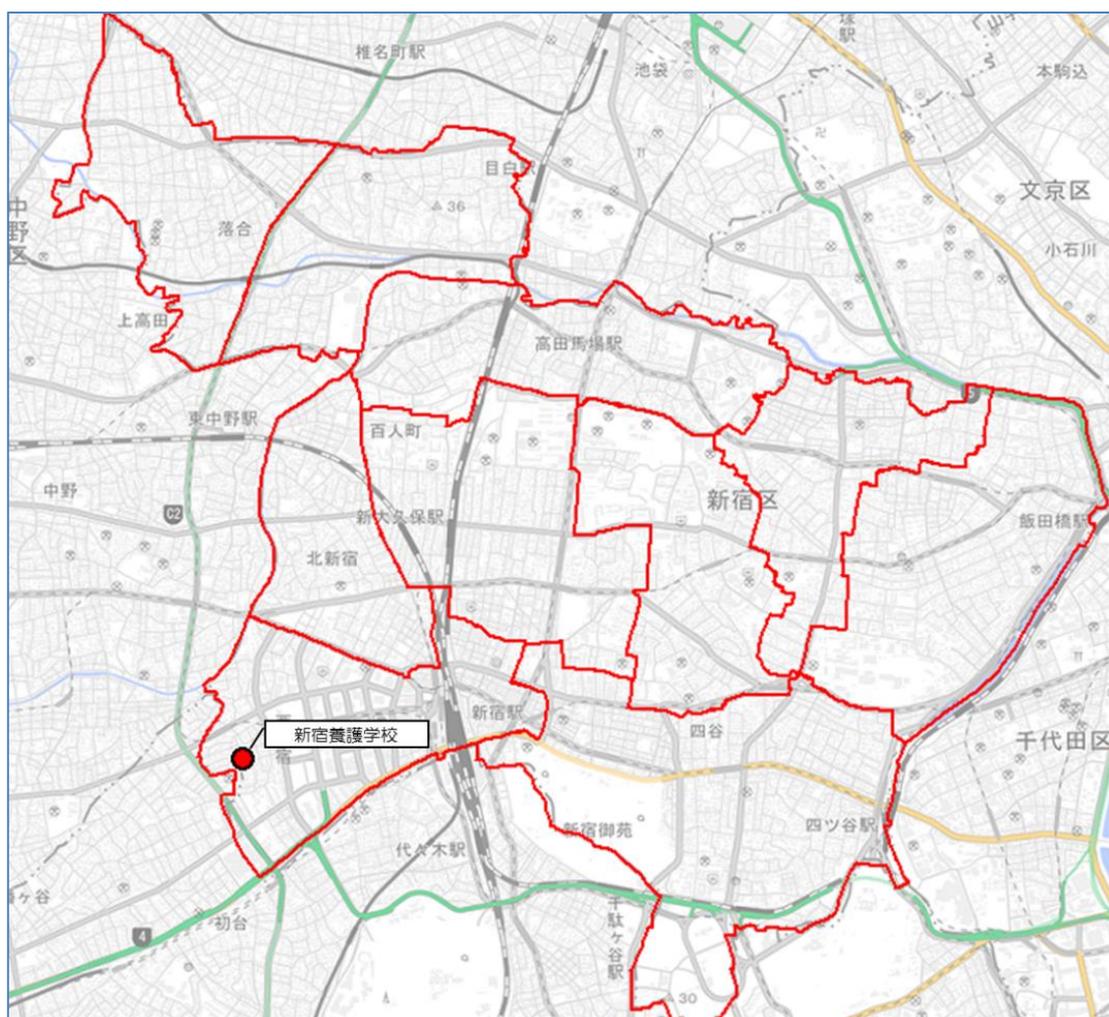
## (2) 施設の現状と課題

- ◆特別支援学校は区内に1校(新宿養護学校)を設置している。
- ◆小学部と中学部があり、新宿区内の肢体不自由の障害がある児童・生徒が在籍している。区立の特別支援学校(肢体不自由)として、今後も多様な教育ニーズに対応するために、計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆学校教育法に基づく施設として、引き続き維持管理していく。

図表 4-16-2 特別支援学校の施設配置状況



# 17 図書館

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆図書館法に基づく図書館である。</li> <li>◆地域図書館の統括機能を有する大型施設である。</li> </ul>
地域図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆図書館法に基づく図書館である。</li> <li>◆各地区に設置されている中小型施設である。</li> </ul>

図表 4-17-1 図書館の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
中央図書館	大久保三丁目 1番1号	5,773	昭和 37	RC	こども図書館 (左記延床面積に含まず)	旧戸山中学校の校舎を活用
四谷図書館	内藤町 87 番地	2,351	平成 8	SRC	四谷特別出張所・四谷地域センター・ 四谷区民ホール	
中町図書館	中町 25 番地	515	昭和 58	RC	中町地域交流館・あいじつ子ども園 (乳児園舎)・中町児童館	
鶴巻図書館	早稲田鶴巻町 521 番地	654	昭和 49	RC		
戸山図書館	戸山二丁目 11 番 101 号	1,121	昭和 55	SRC	戸山生涯学習館	都営住宅の2階部分 (東京都から行政財産使用許可により借受)
大久保図書館	大久保二丁目 12 番 7 号	730	平成 5	SRC	大久保特別出張所・大久保地域センター	
西落合図書館	西落合四丁目 13 番 17 号	527	昭和 53	RC		
北新宿図書館	北新宿三丁目 20 番 2 号	593	昭和 56	RC	北新宿第二地域交流館・北新宿子ども園・北新宿子ども家庭支援センター・北新宿生涯学習館・北新宿防災倉庫	
角筈図書館	西新宿四丁目 33 番 7 号	1,042	平成元	SRC	角筈特別出張所・角筈地域センター・角筈区民ホール	
下落合図書館	下落合一丁目 9 番 8 号	—	—	—	西部工事事務所・西部公園事務所 (予定)	平成 29 年 3 月開設予定

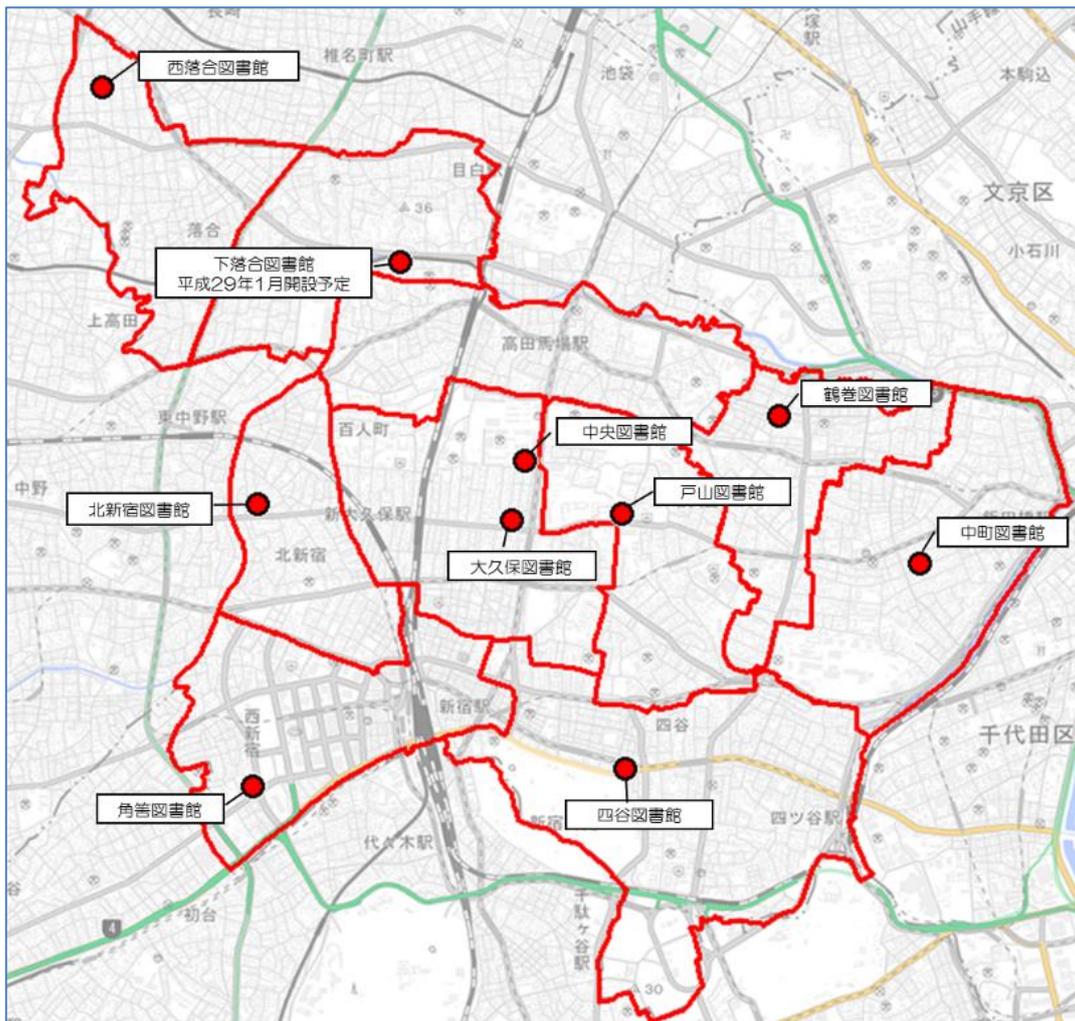
## (2) 施設の現状と課題

- ◆図書館は区内 9 か所(区役所内分室を除く)あり、9館のうち6館が複合施設であり、特別出張所・地域センターとの併設が3館(四谷、大久保及び角筈)、生涯学習館等との併設が2館(戸山及び北新宿)、児童館等との併設が1館(中町)、単独館が3館(中央、鶴巻及び西落合)となっている。また、中央図書館にはこども図書館が併設されている。なお、平成 29 年3月に、下落合図書館を開設する予定である。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 69.0%と老朽化度は高くなっており、今後、維持・改修費用の増大が見込まれる。
- ◆地域社会の知識基盤としての行政需要やITの進展を踏まえて、計画的かつ効率的な管理運営を行う必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆新中央図書館については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、その後の社会経済状況も見据え、建設に向けて検討していく。
- ◆地域図書館については、大規模な改修や建替えの際に、地域社会の知識基盤としての行政需要やITの進展を踏まえて、地域図書館のあり方及び施設総量の検討を行う。

図表 4-17-2 図書館の施設配置状況



# 1 8 博物館・記念館

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
新宿歴史博物館 同霧ヶ峰収蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新宿歴史博物館は、区の歴史・文化資源を「まちの記憶」として多くの人々と共有し、未来へと継承していくため、資料の収集・保存・調査・研究、情報発信や展示公開等を行う施設である。</li> <li>◆収蔵庫は出土品を保管する施設であり、長野県諏訪市に設置している。</li> </ul>
記念館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区にゆかりのある人物にちなむ施設である。</li> <li>◆林芙美子記念館、佐伯祐三アトリエ記念館、中村彝アトリエ記念館の 3 館が設置されている。</li> </ul>

図表 4-18-1 博物館・記念館の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	備考
新宿歴史博物館	三栄町 22 番地	3,846	昭和 62	RC	
林芙美子記念館	中井二丁目 20 番 1 号	253	昭和 15	W	
佐伯祐三アトリエ記念館	中落合二丁目 4 番 21 号	71	平成 22	W	
中村彝アトリエ記念館	下落合三丁目 5 番 7 号	120	平成 24	RC	土地の一部(305.02 ㎡)は個人から定期借地契約により借用
漱石山房記念館	早稲田南町 7 番地	—	—	—	平成 29 年 9 月開館予定
新宿歴史博物館霧ヶ峰収蔵庫	長野県諏訪市四賀字 霧ヶ峰 7719 番地	1,145	昭和 38	RC	出土品の収蔵庫として現地の農家組合に管理委託

※(仮称)「漱石山房」記念館は、平成 28 年 10 月に正式に漱石山房記念館と名称決定しました(延床面積:1,276 ㎡、構造:RC)。

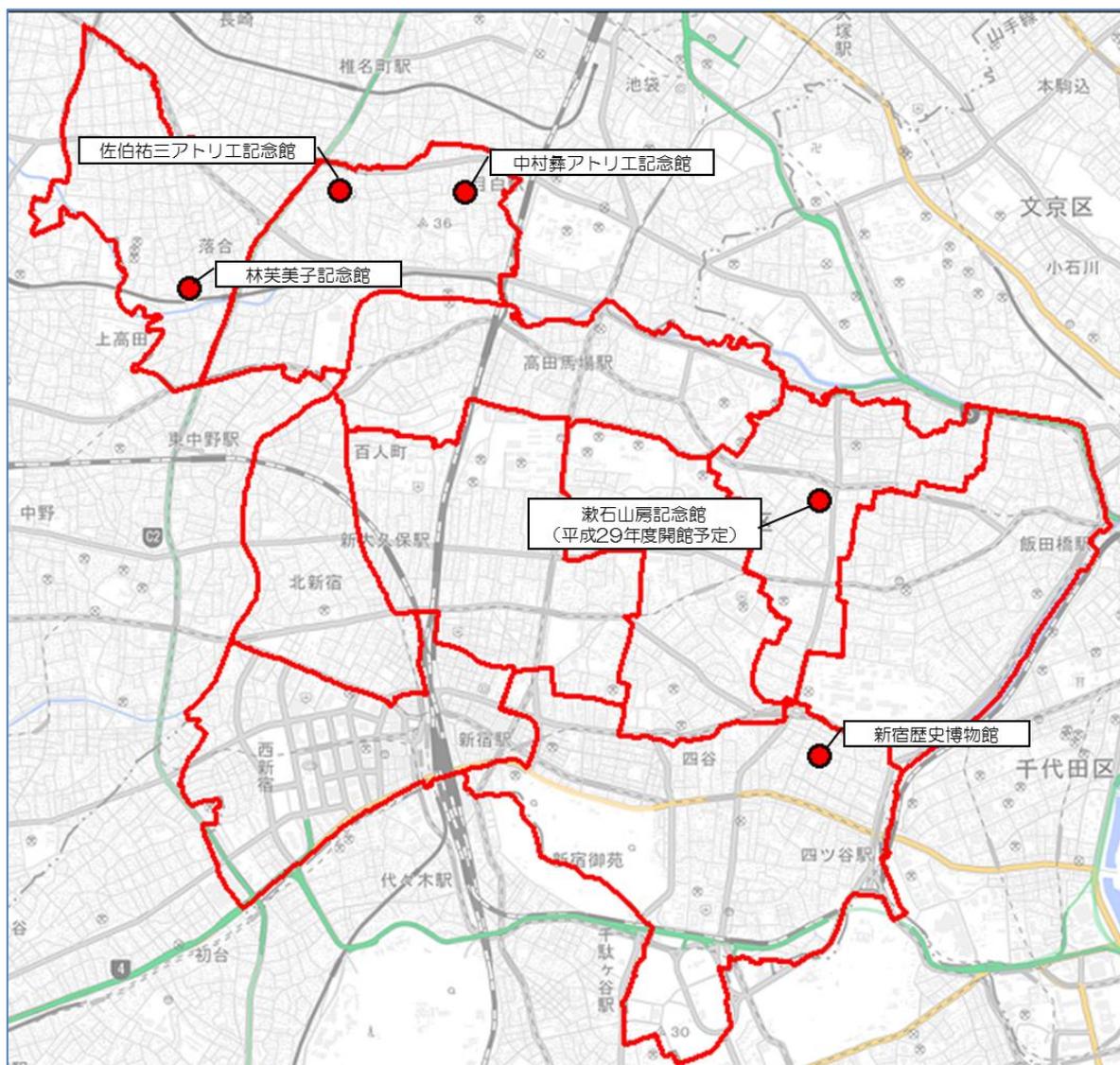
## (2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は新宿歴史博物館 1 館のほか、記念館が 3 館ある。
- ◆林芙美子記念館は、同氏が昭和 16 年に建築し晩年を過ごした自宅を記念館として整備し、平成4年に開設したものである。また、佐伯祐三アトリエ記念館と中村彝アトリエ記念館は、大正時代に両氏が建築したアトリエを復元整備し、記念館として開設したものである。なお、記念館 3 館は、かつて目白文化村が存在した落合地区に立地している。
- ◆漱石山房記念館は、夏目漱石が晩年を過ごした「漱石山房」の書斎・客間等の一部復元を含む記念館として、生誕 150 周年にあたる平成 29 年 9 月の開館に向けて整備を進めている。
- ◆出土品の収蔵庫を長野県諏訪市に設置している。
- ◆今後も行政需要に応じ、適正に管理運営していく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は今後も行政需要に応じ、維持管理又は設置していく。

図表 4-18-2 博物館・記念館の施設配置状況



# 19 生涯学習施設

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
生涯学習館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民が学び、集い、文化的活動等に親しむことができる機会及び場所を提供し、生涯学習の振興を図るための施設である。</li> <li>◆学習室、レクリエーションホール、美術工芸室、和室、視聴覚室などを設置している。</li> </ul>
区民ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民の文化活動、学習活動等により創作したものを展示し、発表する場を区民に提供することで文化及び教育の振興を図るための施設である。</li> <li>◆展示ホールを設置している。</li> </ul>

図表 4-19-1 生涯学習施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
赤城生涯学習館	赤城元町1番3号	694	昭和38	RC		土地は東京都から教育財産使用許可により借用
戸山生涯学習館	戸山二丁目11番101号	1,315	昭和55	SRC	戸山図書館	建物は東京都から行政財産使用許可により借用
住吉町生涯学習館	住吉町13番3号	694	平成7	RC		
北新宿生涯学習館	北新宿三丁目20番2号	867	昭和56	RC	北新宿第二地域交流館、北新宿子ども園、北新宿子ども家庭支援センター、北新宿図書館、北新宿防災倉庫	
西戸山生涯学習館	百人町四丁目7番1号	534	昭和41	RC	西戸山幼稚園	土地は財務省から有償貸付契約により借用
区民ギャラリー	西新宿二丁目11番4号	601	昭和43	SRC	環境学習情報センター	

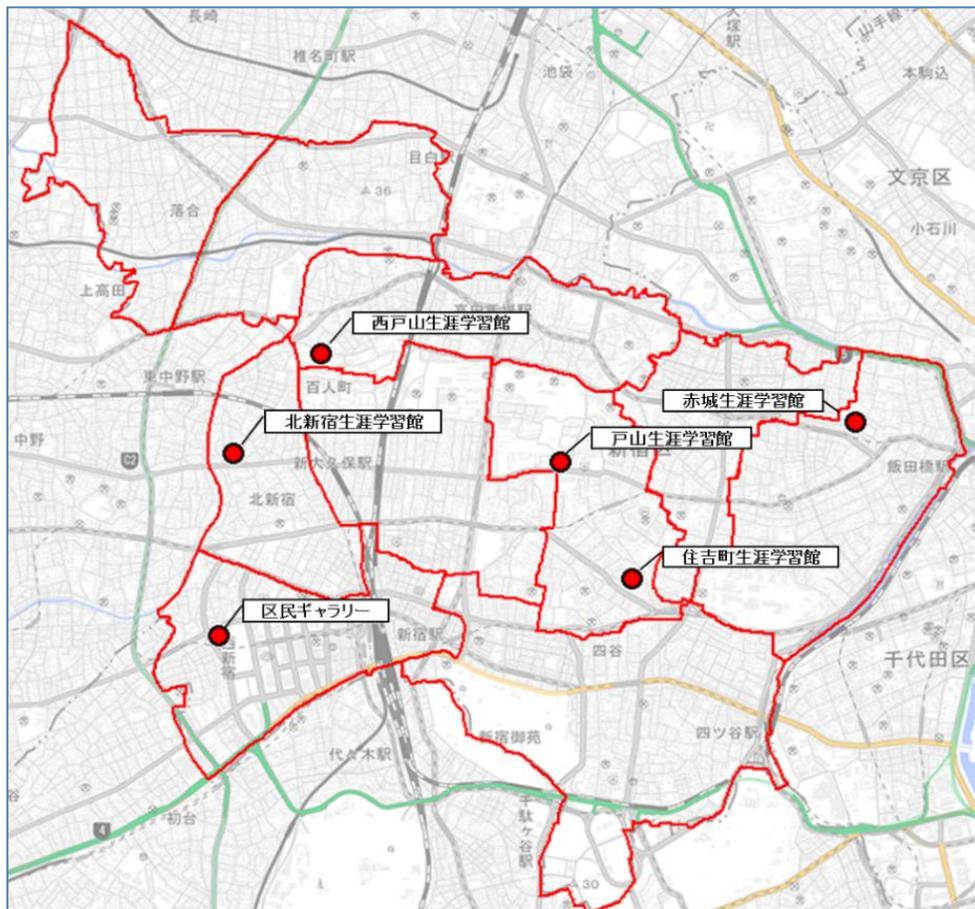
## (2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は生涯学習館が5館あるほか、区民ギャラリー1館が新宿中央公園内の環境情報学習センターと併設されている。
- ◆供用開始後30年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで85.3%と、老朽化度は非常に高くなっており、今後、維持・改修費用の増大が見込まれることから、計画的かつ効率的な管理運営を行う必要がある。
- ◆少子高齢化がさらに進み、地域において必要とされるサービスの多様化が予測される中で、特定の活動のみを目的とする施設から機能の転換を図る必要がある。
- ◆同規模での建替えが困難な中、「3 区民等利用施設」、「4 地域センター」や「6 高齢者活動・交流施設」など集会室機能を有する他の類似施設との機能統合を図り、統廃合も検討する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆地域の施設としてより幅広く区民が利用する施設へと転換すべき施設である。
- ◆生涯学習館は、特定の活動のみを目的とした施設から、より幅広い区民の利用が可能な施設に転換し、施設の大規模な改修・建替えに際しては、他の施設との機能統合等を図り、統廃合を検討していく。
- ◆区民ギャラリーは、施設の必要性を検討し、他の区有施設を活用するなどのサービス提供方法について検討する。

図表 4-19-2 生涯学習施設の施設配置状況



## 20 スポーツ施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
新宿コズミックスポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民に生涯学習・スポーツの場を提供するとともに、生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体を育成し、支援することで、区民とともに生涯学習・スポーツの振興を図るための施設である。</li> <li>◆プール、多目的広場、幼児体育室、小体育室、第一武道場(畳)、第二武道場(板床)、弓道場、大体育室、多目的室大会議室、小会議室等を設置している。</li> </ul>
新宿スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民のスポーツ活動及びレクリエーション活動を推進し、健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るための施設である。</li> <li>◆プール、幼児体育室、トレーニング室、大会議室、小会議室、大体育室、小体育室、第一武道場(畳)、第二武道場(木床)、洋弓場、多目的コート、ジョギングコース等を設置している。</li> </ul>
大久保スポーツプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民に生涯学習・スポーツ及び相互交流の場を提供するとともに、生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体を育成し、支援することにより、区民とともに生涯学習・スポーツの振興を図るための施設である。</li> <li>◆多目的ホール、集会室、和室、児童遊戯室、テニスコート等を設置している。</li> </ul>
元気館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民の健康づくりの実践を促すことにより、区民の健康の保持及び増進を図るための施設である。地域における健康づくりの自主活動を支援する。</li> <li>◆トレーニング室、健康スタジオ、体育館、大会議室、サークル室、娯楽談話室、洋室(2室)、和室等を設置している。</li> </ul>

図表 4-20-1 スポーツ施設

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
新宿コズミック スポーツセンター	大久保三丁目1番2号	14,556	平成4	SRC	教育センター	
新宿スポーツセンター	大久保三丁目5番1号	14,950	昭和59	SRC		都有地(都立戸山公園)内。 公園施設設置許可により設置。
大久保スポーツプラザ	大久保三丁目7番42号	1,428	平成8	SRC	新宿中継・資源センター	
元気館	戸山三丁目18番1号	2,378	昭和48	SRC		都営住宅の1・2階部分を区分所有しているほか、土地(2,686㎡)を東京都から無償貸付により借用

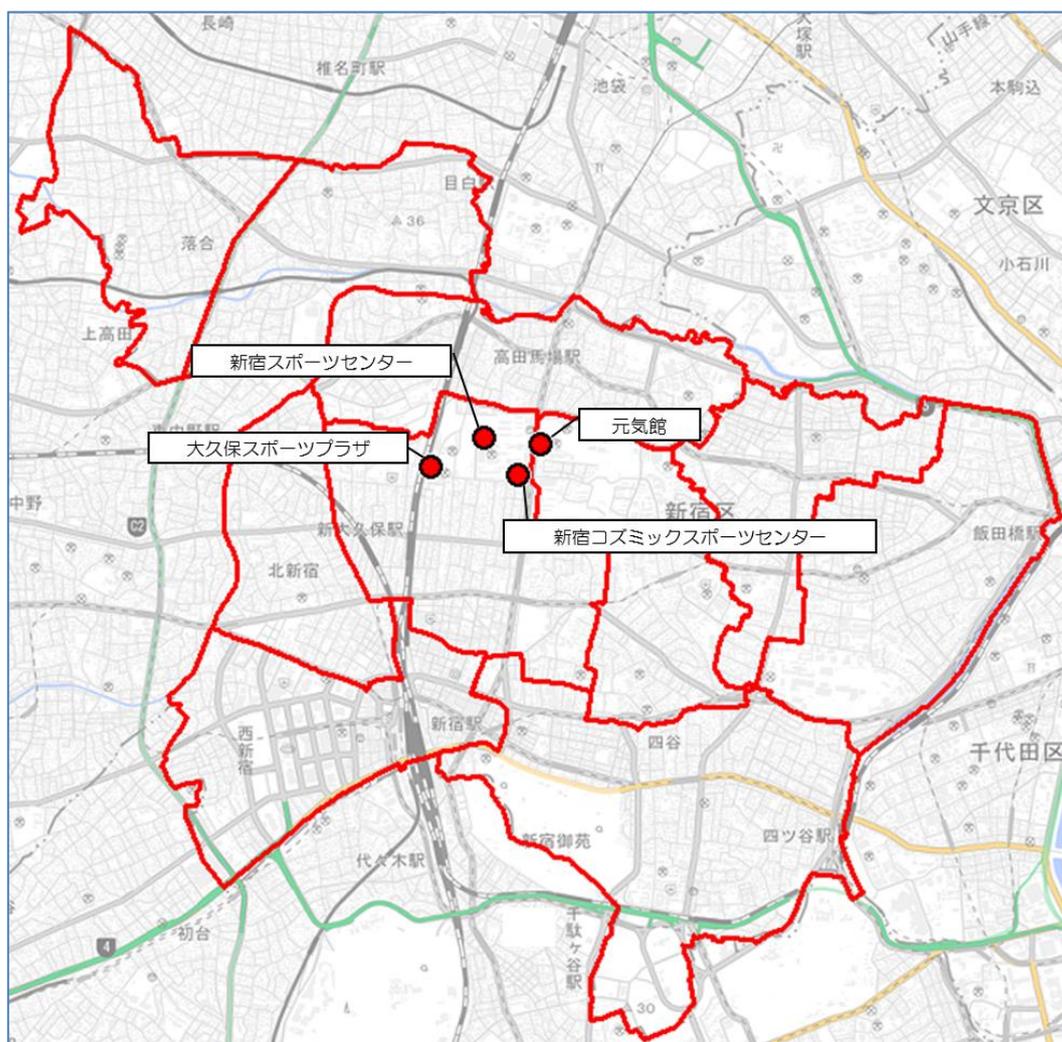
## (2) 施設の現状と課題

- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 52.0%となっている。
- ◆スポーツ施設の配置状況は大久保地区に集中している。
- ◆民間や国・都等のサービスがある中で、施設の配置状況や役割分担を踏まえ、区の施策の方向性に即した施設のあり方を検討する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は、民間施設や国・都等の施設の活用を図っていく。
- ◆大規模な改修や建替えの際に、民間によるサービス供給状況を踏まえ、今後の区におけるスポーツ施設のあり方及び施設総量及び規模について検討する。

図表 4-20-2 スポーツ施設の施設配置状況



## 2 1 保養施設等

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
中強羅区民保養所 (箱根つつじ荘)	◆健康回復及び保養のために区民が利用可能な宿泊施設である。
区民健康村 (グリーンヒルハケ岳)	◆健康の増進及び余暇活動の充実を図るために区民が利用可能な宿泊施設である。
女神湖高原学園 (ヴィレッジ女神湖)	◆小中学校の児童・生徒を対象とした校外教育活動(移動教室、スキー教室及び夏季施設)や、区民等の生涯学習活動を行うための宿泊施設である。

図表 4-21-1 保養施設等の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	備考
中強羅区民保養所 (箱根つつじ荘)	神奈川県足柄下郡箱根町 強羅 1320 番地	5,660	昭和 49	RC	
区民健康村 (グリーンヒルハケ岳)	山梨県北杜市 長坂町中丸 1622 番地	9,881	平成 6	RC	土地の一部は個人及び北杜市 から土地賃貸借契約により借用
女神湖高原学園 (ヴィレッジ女神湖)	長野県北佐久郡立科町 大字芦田ハケ野字赤沼平 994 番地	7,995	平成 6	RC	土地は立科町から土地賃貸借 契約により借用

## (2) 施設の現状と課題

- ◆神奈川県にある中強羅区民保養所(箱根つつじ荘)、山梨県にある区民健康村(グリーンヒルハヶ岳)及び長野県にある女神湖高原学園(ヴィレッジ女神湖)がある。
- ◆30年以上経過しているのは中強羅区民保養所(箱根つつじ荘)のみで、供用開始後30年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで24.0%と老朽化度は低くなっているが、区民健康村(グリーンヒルハヶ岳)と女神湖高原学園(ヴィレッジ女神湖)は、今後10年以内に供用開始後30年以上を迎え、施設の大規模な改修が必要になる。
- ◆区民ニーズの多様化に対応するために、民間によるサービス供給を踏まえ、運営手法を検討する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は区民の健康増進、余暇活動の充実を図るための施設であるが、多様化する区民ニーズに対応する民間のサービス供給が見込まれることから、将来的に区有施設は廃止し、大規模な改修や建替えの時期に合わせ、民間サービスへ移行する。
- ◆女神湖高原学園(ヴィレッジ女神湖)の区外学習施設としての機能については、区有施設を保有せずに事業を継続する方向性について検討を行う。

## 2 2 公営住宅等

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
区営住宅	◆住宅に困窮する一定基準以内の所得層の区民に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸する住宅である。
区民住宅	◆所得が区営住宅の基準以上で、義務教育修了以前の児童を扶養している区民が居住できる住宅である。
特定住宅	◆中堅所得者層の子育て世帯を対象に、特に期間を定めた暫定的住宅制度(特定住宅制度)に基づく住宅である。
事業住宅	◆木造賃貸住宅地区整備促進事業等のまちづくり推進事業に基づく住宅の建替え又は除却により、住宅に困窮し、又は仮住宅を必要とする区民に対し提供している住宅である。

図表 4-22-1 公営住宅等の施設概要

施設名	所在地	延床面積(㎡)	供用開始年度	構造	併設施設
南元町アパート	南元町 4 番地	773	昭和 48	RC	
戸山一丁目アパート	戸山一丁目 6 番 15 号	1,512	昭和 55	RC	
西新宿コーポラス	西新宿八丁目 2 番 37 号	1,904	平成 2	RC	
百人町コーポラス	百人町一丁目 17 番 17 号	1,044	平成 2	RC	
高田馬場コーポラス ・高田馬場三丁目第2特定住宅	高田馬場三丁目 42 番 1 号	10,960	平成 5	RC	
早稲田南町コーポラス ・第1特定住宅	早稲田南町 21 番地	1,483	平成 5	RC	
中落合コーポラス	中落合四丁目 3 番 11 号	630	平成 5	RC	
住吉町コーポラス・第1区民住宅	住吉町 15 番 3 号	3,448	平成 8	RC	
大久保三丁目アパート	大久保三丁目 11 番 1 号	16,770	昭和 55	SRC	大久保第一保育園
北新宿三丁目第1区営住宅 ・第1特定住宅・事業住宅 (ファミリー柏木 A街区)	北新宿三丁目 27 番 6 号	1,136	平成 6	RC	北新宿特別養護老人ホーム・北新宿高齢者在宅サービスセンター
北新宿三丁目事業住宅 (ファミリー柏木 B街区)	北新宿三丁目 40 番 2 号	1,714	平成 6	RC	
西新宿四丁目アパート	西新宿四丁目 34 番 11 号	2,313	昭和 51	RC	
河田町アパート	河田町 3 番 3 号	1,591	昭和 50	RC	
河田町第2アパート	河田町 3 番 24 号	1,655	平成 2	RC	
北新宿四丁目第1特定住宅 (ファミリー北新宿)	北新宿四丁目 36 番 6 号	1,515	平成 5	RC	柏木材料置場
矢来町第1特定住宅 (ファミリー矢来町)	矢来町 18 番 1 号	864	平成 6	RC	
百人町三丁目事業住宅	百人町三丁目 25 番 2 号	1,117	平成 3	RC	

※所有型の区営住宅のうち、早稲田南町アパート(早稲田南町 49 番地)、早稲田南町第2アパート(早稲田南町 36 番地)、及び早稲田南町第3アパート(早稲田南町 7 番地)の 3 施設は、平成 27 年 7 月に閉鎖したため、含みません。

※平成 27 年 7 月に弁天町コーポラス(弁天町32)を新たに開設していますが、コスト情報等の実績がないため、含みません。

※早稲田南町第 1 特定住宅は平成 28 年 4 月 1 日付で区営住宅に移行しました。

※住吉町第 1 区民住宅は平成 29 年 2 月 1 日付で特定住宅に移行しました。

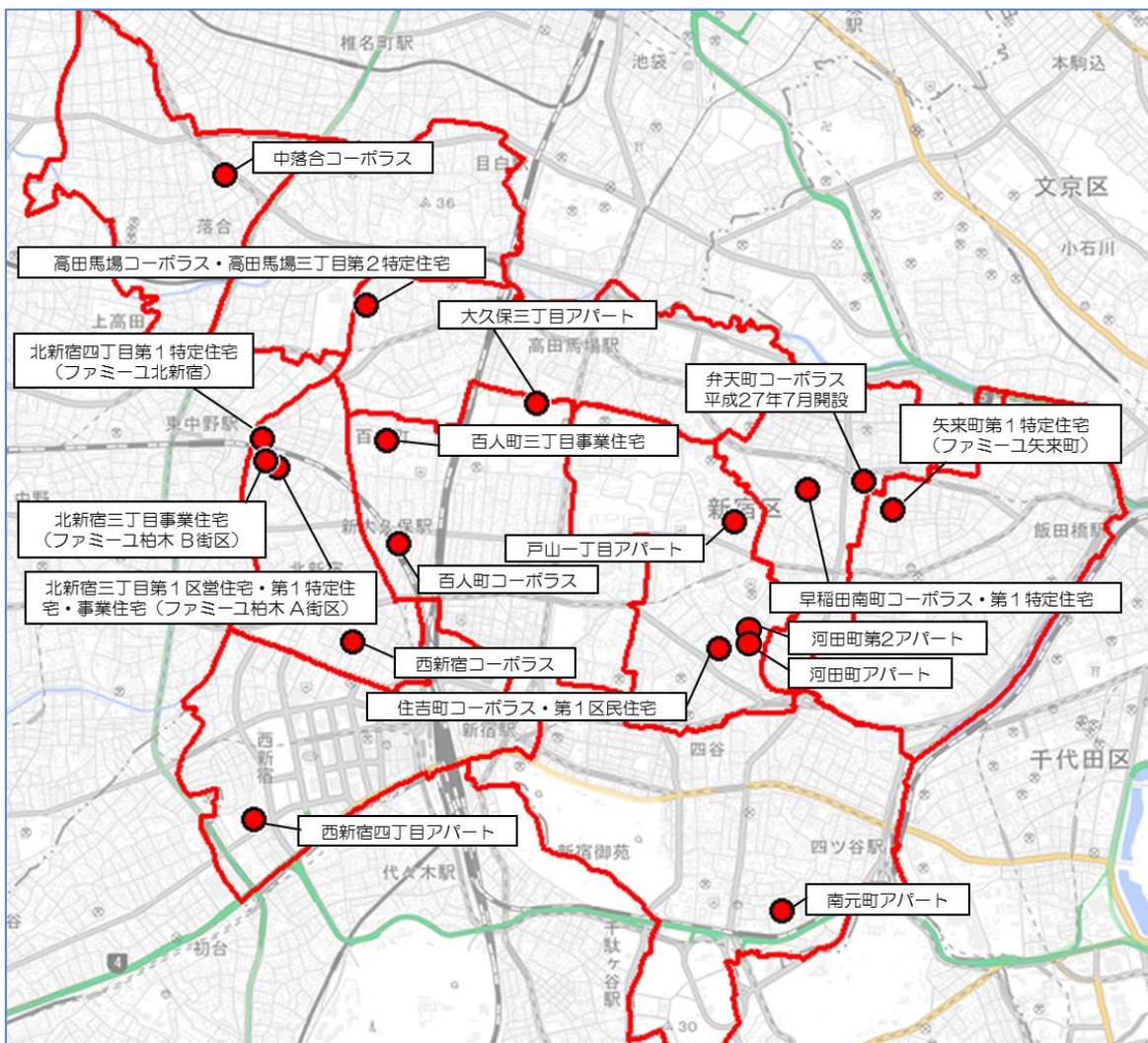
## (2) 施設の現状と課題

- ◆ 供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 45.5%となっている。
- ◆ 区営住宅は、将来においても行政需要が見込まれるが、施設規模が大きいことから、計画的かつ効率的な管理運営を行うことや不動産活用等の検討の必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆ 区営住宅は、住宅に困窮する低所得者の住宅セーフティネットとして区が一定規模の施設を維持する必要がある施設である。
- ◆ 長寿命化を最大限図り、大規模な改修や建替えの際には、施設数を集約し維持管理費の効率化を図るとともに、集約化により利用可能な土地については有効活用する。
- ◆ また、建替時の行政需要を踏まえ、所有形態のあり方も含め効果的・効率的な管理方法について検討する。
- ◆ 維持管理については、包括委託\*（受付から維持管理）の導入を検討する。
- ◆ 特定住宅は、事業開始から 15 年で終了するため、それ以降は更新しない。また、事業住宅は、現入居者が退去した際に借り上げている住宅を解約する。

図表 4-22-2 公営住宅等の施設配置状況



## 23 貸付施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
旧若松町特別出張所 旧西早稲田高齢者作業所 旧四谷第四小学校 旧四谷第五小学校 旧淀橋第三小学校 旧四谷第二中学校(校舎) 旧淀橋中学校 旧東戸山幼稚園 旧西戸山第二中学校 若松町区有施設 母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆行政目的に使わなくなった区有財産である。</li> <li>◆それぞれの特性等を考慮のうえ、貸付又は売却(区内の施設については原則として貸付)により税外収入を確保することとしている。</li> </ul>

図表 4-23-1 貸付施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	貸付期間	用途、貸付先
旧若松町特別出張所	若松町 28 番 27 号	406	昭和 33	RC	平成 27 年 8 月から 5 年間の定期借家契約	フリースクール
旧西早稲田高齢者作業所	西早稲田二丁目 16 番 1 号	512	平成 5	RC	平成 25 年 12 月から 10 年 3 か月間の定期借家契約	知的障害者就労継続支援事業所
旧四谷第四小学校	四谷四丁目 20 番地	4,890	昭和 10	RC	平成 25 年 4 月から 5 年間の建物無償貸付契約	地域ひろば
					平成 20 年 3 月から 10 年 1 か月間の定期借家契約	美術館・ギャラリー
旧四谷第五小学校	新宿五丁目 18 番 21 号	5,305	昭和 8	RC	平成 19 年 6 月から 10 年 10 か月間の定期借家契約	事務所等
旧淀橋第三小学校	西新宿六丁目 12 番 30 号	4,836	昭和 45	RC	平成 27 年 4 月から 10 年間の定期借家契約	社団法人事務所
旧四谷第二中学校(校舎)	左門町 5 番地	6,647	昭和 50	RC	平成 15 年 4 月から 20 年間の定期借家契約	専門学校
旧淀橋中学校	北新宿一丁目 21 番 10 号	3,983	昭和 47	RC	平成 18 年 7 月から 10 年 9 か月間の定期借家契約	通信制高校
旧東戸山幼稚園	戸山二丁目 34 番 101 号	1,042	昭和 46	SRC	平成 25 年 4 月から 18 年 10 か月間の定期借家契約	私立子ども園
旧西戸山第二中学校	高田馬場四丁目 36 番 12 号	2,216	昭和 32	RC	平成 24 年 11 月から 20 年間の定期借家契約	私立子ども園
若松町区有施設	若松町 12 番 15 号	859	昭和 60	RC	平成 26 年 7 月から 18 か月間の定期借家契約	建設工事事務所(暫定貸付)
母子生活支援施設	(非公表)	1,516	昭和 48	RC	平成 22 年 4 月から 10 年間の定期借家契約	

※上記のほか、旧大久保特別出張所(大久保 1-10-8)を埋蔵物整理事務所として民間企業に貸し付けていましたが、平成 27 年 11 月で貸付期間を終了しています。今後の活用方針としては、認知症高齢者グループホーム及び高齢者地域交流スペースの機能を持つ施設を整備することとしています。

※若松区有施設は、平成 28 年 1 月で貸付期間を終了しています。

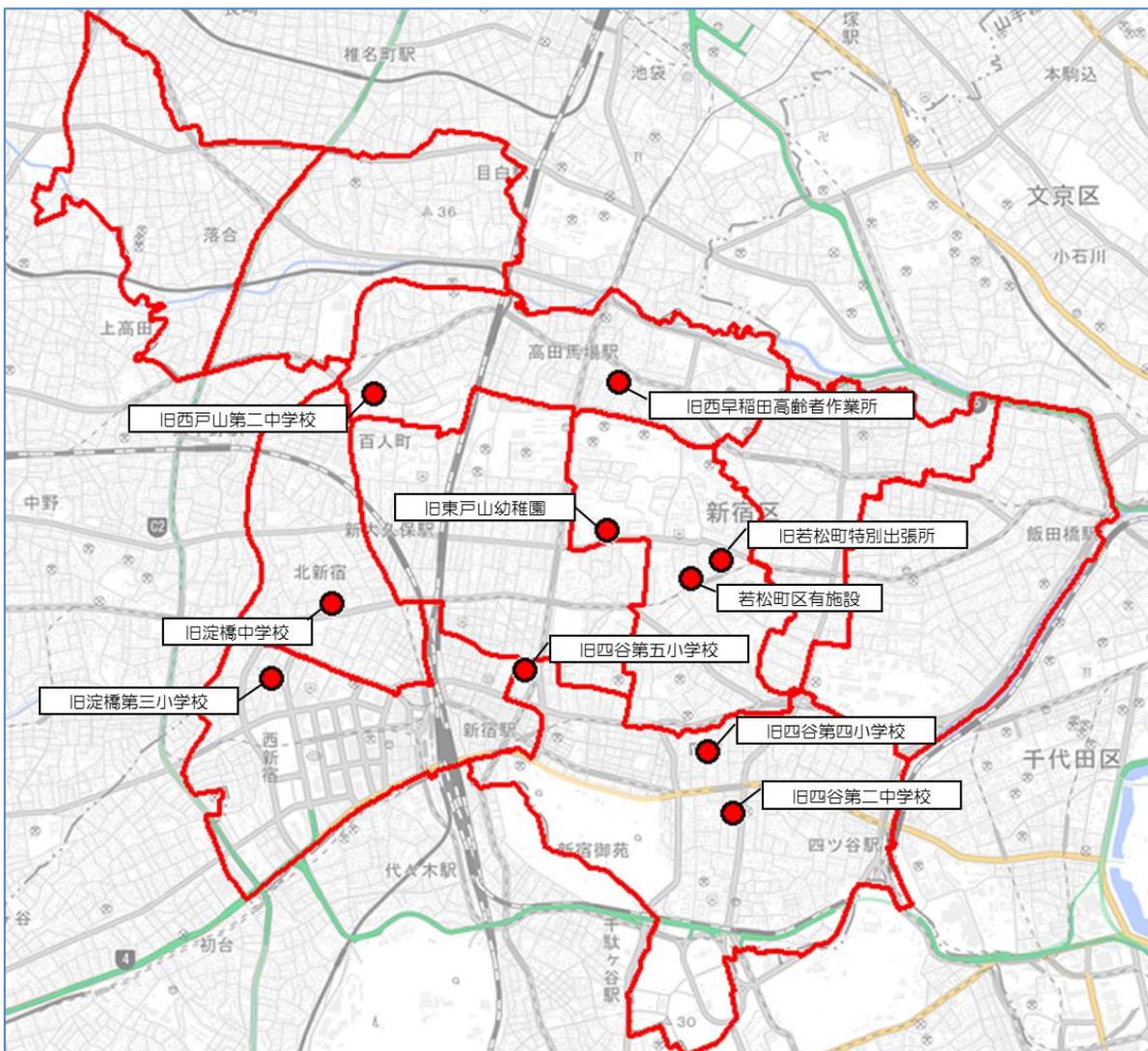
## (2) 施設の現状と課題

- ◆区では、行政目的に使わなくなった区有財産について、それぞれの特性等を考慮のうえ、貸付又は売却(区内の施設については原則として貸付)により税外収入を確保し、それによって生じた収益を行政サービスの財源に充てていくこととしている。
- ◆今後も、地価を踏まえ不動産活用を積極的に行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆平成12年7月5日付け新宿区公有財産運用・価格審査会決定「有効活用(財源確保)対象とされた区有財産の処理方針」に基づき、将来にわたり安定した財政基盤を確立するために、効果的かつ効率的に管理・運用を行う。
- ◆有効活用対象とされた区有財産であっても、地域需要や社会情勢の変化等が生じた場合には、適切な対応を行う。

図表 4-23-2 貸付施設の施設配置状況



## 2.4 その他施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
公園施設	◆新宿中央公園に設置された事務所、ログハウスである。
材料置場	◆区の工事等のための資材置場である。
自転車保管場所	◆撤去した放置自転車の保管場所である。
駐輪場管理棟	◆駅周辺の放置自転車を解消するために設置している駐輪場の管理施設である。
派遣職員住宅	◆協定に基づき他自治体から派遣されている職員用住宅である。

図表 4-24-1 その他施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	併設施設	備考
新宿中央公園事務所	西新宿二丁目 11 番 1 号	269	平成 7		公園施設
新宿中央公園 (ログハウス)	西新宿二丁目 11 番	15	平成 16		公園施設
仲之町材料置場	市谷仲之町 2 番 1 号	685	昭和 51		材料置場
大京町材料置場	大京町 30 番地	228	平成 22		材料置場
若宮町ストックヤード	若宮町 20 番地	315	平成 5		材料置場
柏木材料置場	北新宿四丁目 36 番 6 号	471	平成 5	北新宿四丁目第1特定住宅	材料置場
内藤町自転車保管場所	内藤町 1 番地	1,277	平成 26		自転車保管場所
百人町自転車保管場所	百人町二丁目3番	27	平成 17		自転車保管場所
高田馬場自転車保管場所	高田馬場四丁目 36 番 12 号	60	昭和 41	新宿NPO協働推進センター、備 蓄倉庫、私立子ども園	自転車保管場所
曙橋駅自転車等駐輪場 管理棟	片町5番地先	8	平成 23		駐輪場管理棟
新宿駅西口自転車 駐輪場管理棟	西新宿二丁目 1 番先	10	平成 2		駐輪場管理棟
新宿駅東南口自転車等 駐輪場管理棟	新宿三丁目 37 番	14	平成 6		駐輪場管理棟
神楽坂駅自転車等駐輪場管理 棟	矢来町 104 番地	10	平成 9		駐輪場管理棟
西新宿自転車保管場所 管理棟	西新宿二丁目 1 番先	10	平成 3		自転車保管場所 管理棟
西新宿自転車保管場所 管理棟(淀橋)	西新宿五丁目 3 番	24	平成 26		自転車保管場所 管理棟
高田馬場駅第一自転車等駐輪 場	高田馬場四丁目 10 番	969	平成 25	新宿リサイクル活動センター、高 田馬場福祉作業所	駐輪場
高田馬場駅第二自転車等駐輪 場管理棟	高田馬場二丁目 19 番	3	平成 5		駐輪場管理棟
喜久井町リサイクル用倉庫	喜久井町 20 番地	10	昭和 55	牛込第二中学校	リサイクル用倉庫
戸塚派遣職員住宅	西早稲田三丁目 29 番 5 号	53	平成 13		派遣職員住宅

※百人町自転車保管場所は平成 27 年度の改修工事により、延床面積が 933 ㎡となっています。

## (2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は、公園施設、材料置場、自転車保管場所、駐輪場管理棟など、規模の小さい施設が多い。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 16.9%と老朽化度は低くなっている。
- ◆今後も計画的かつ効率的な管理を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は、行政需要を踏まえ維持管理していく施設である。
- ◆管理方法について、より一層コスト削減・サービス向上を図る観点から、委託方法の効率化等の検討を行う。

図表 4-24-2 その他施設の施設配置状況

